

議案第4号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年2月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

文化財の県指定について

平成30年2月19日
文化財課

下記の文化財を、鳥取県保護文化財、鳥取県有形民俗文化財及び鳥取県無形民俗文化財に指定することについて、平成29年4月14日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成30年2月8日に開催された同審議会において審議され、県指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財、鳥取県有形民俗文化財及び鳥取県無形民俗文化財に指定するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
へいけものがたり 平家物語 うじがわせん 宇治川先 じん ゆみながしず 陣・弓流凶屏風	鳥取市	六曲一双	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

〔平成29年4月14日 諮問〕

<指定理由>

本資料は渡辺美術館（鳥取市）が所蔵する。

作者の根本幽峨（1824～1867）は、鳥取城下の商家・砂田屋の長子として生まれたとされ、16歳で江戸に出て鳥取藩絵師・沖一峨の弟子となり、35才で画技を認められて鳥取藩絵師に召し抱えられた。若くから旺盛に活動したためだろう、44才で没したにもかかわらず遺される作品には屏風も多く、掛け軸、画帖、巻物などかなりの数にのぼる。扱う画題は本作のような武者絵を含む日本の歴史人物、中国故事人物、山水が目立つが当世風俗図、真景図などもこなして幅広く、様式的には狩野派の伝統的な手法である漢画、やまと絵、そして各派を折衷したものまで画題に応じて使い分けて巧みである。

鎌倉時代（13世紀）の成立とされる軍記物語「平家物語」を絵画化したいわゆる「平家絵」は、近世初期以降、屏風をはじめ絵巻、画帖等に展開され数多く制作された。屏風としては、一つに画面全体を合戦場（主に一の谷、屋島、壇ノ浦）とし、合戦にまつわる複数の逸話を埋め込む合戦図屏風とするもの、二つに特定の逸話を各隻に大きく描くものに大別される。本作は後者の例であり、近世の狩野派で選定、継承されてきた逸話とその図像を踏まえている。

本作品は、若さゆえの覇気ある筆致と熟達した柔軟な技があいまった丁寧かつ力強い描写、工夫があり洗練された構図、良質な顔料や金箔など画材の活用といった抜群の出来映えから、幕末の藩絵師・根本幽峨の代表作とみなせる。また、藩の御用に応じた作品である可能性が高いことも注意される。しかも、伝統的平家絵の図像の使用とそこに加えられた工夫がともに認められ、幽峨の狩野派の画家としてのありようと優れた技量が窺えるものとして、また、近世の武者絵屏風、平家物語図屏風の優品としても特筆すべき作品といえる。



【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
きたがわけもんじよ 北川家文書	鳥取市	7点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

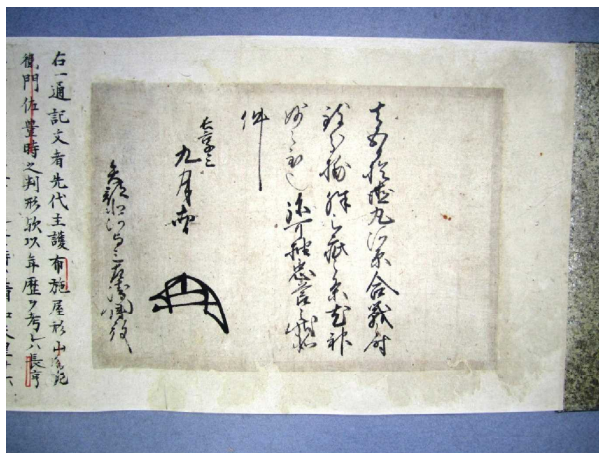
[平成29年11月22日 諮問]

<指定理由>

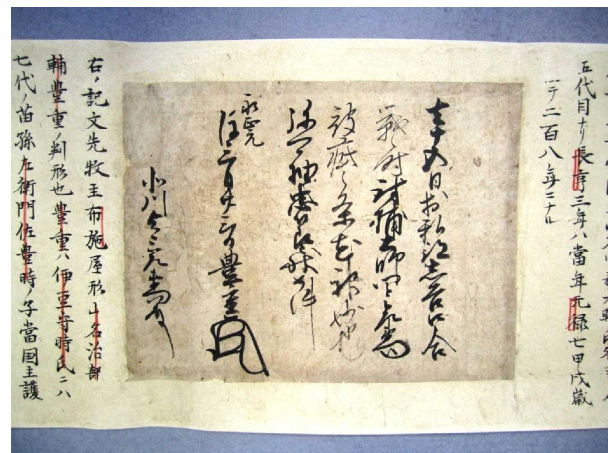
北川家文書は、江戸期に因幡国おうみくんよしなりむら邑美郡吉成村（鳥取市吉成）の庄屋や邑美郡大庄屋を務めた北川家に伝来したものである。現在は、太巻きの軸装1巻に仕立てられ、桐の箱、さらには「北川家」と金字で記された黒漆塗りの箱に納められており、保存状態は良好である。

北川家文書は、因幡守護であった山名豊時、豊重、豊頼からその配下である在地領主家の北川家へ宛てた文書であり、中世因幡国における北川氏の動向を示すだけでなく、因幡国守護の沿革や、その配下の領主たちとの関係、さらには15世紀末～16世紀初頭における因幡国内の政治情勢を示す史料群である。

鳥取県域においては、このような中世在地領主家の文書が現在に至るまで受け継がれてきたこと自体、希有な価値を有するのみならず、本県の歴史上において重要な内容を持つと認められる。また、貞享5年（1688）に『因幡民談記』を著した小泉友賢こいずみゆうけんとその息子俊益による調査・修復を重要な契機の一つとしながら、まとまった形で連綿と受け継がれてきたことも、本文書の学術的価値を高める上において大きな役割を果たしたと言える。



1 山名豊時感状



2 山名豊重感状

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
ちづまくらだ いせきしゆつど 智頭 枕田遺跡 出土 せんし じだいいぶつ 先史時代遺物	智頭町	1569点	保護文化財 考古資料の部 1 土器、石器、木器、骨角牙器、 玉その他縄文時代及びそれ以前の 遺物で学術的価値の特に高いもの 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時 代の遺物で学術的価値の特に高い もの

[平成29年7月6日 諮問]

<指定理由>

智頭枕田遺跡は、千代川支流の土師川^{はじがわ}と新見川^{にいみがわ}に挟まれた段丘上に立地する、縄文時代から平安時代にかけて形成された大規模な遺跡である。平成14・15年度に智頭町教育委員会が実施した発掘調査によって、縄文時代中期末～後期初頭（約4400～4000年前）の大規模な集落跡や、縄文時代全時期にわたる遺構や大量の遺物が発見された。鳥取県を代表する縄文時代遺跡であり、その出土遺物は今後の縄文時代研究において重要な位置を占めるものと言える。

なかでも、11棟の竪穴住居跡からなる中期末～後期初頭の集落跡は、その規模と継続性、出土遺物の豊かさにおいて中国地方では他に例を見ないものであり、各住居跡から一括資料として出土した遺物の学術的価値は非常に高い。特に大量に出土した土器は多様性に富んでおり、土器の時期的な変遷や、他地域との交流関係を研究する上で重要な資料である。

また、縄文時代晩期から弥生時代前期にかけて（約3000～2200年前）の遺物は、縄文時代から弥生時代への変遷を連続的に追うことができる点や、土器の出土量やバラエティーが非常に豊富な点で学術的価値が高い。あわせて、東日本をはじめとした他地域の土器など、遠隔地との交流や人の移動を示す遺物も含まれており、縄文時代から弥生時代への変革期における広範な地域間交流や、そのなかでの鳥取県東部地域社会の位置づけを明らかにしうる資料として極めて重要である。

以上のように、智頭枕田遺跡出土遺物は、鳥取県東部地域における縄文時代から弥生時代前期にかけての地域間交流や文化変化の状況を明らかにする貴重な資料であり、今後の研究の進展に大きく寄与することが期待される。



縄文時代中期末～後期初頭 竪穴住居跡出土土器



縄文時代晩期～弥生時代前期の土器

【指定】鳥取県有形民俗文化財

名称	所在地	員数	指定基準
とまり ぎよぎょうかんけい 泊の漁業関係 しりょう 資料	湯梨浜町	507点 (漁撈用具 497点、 シイラ漬漁関 係絵図・古文 書10点)	有形民俗文化財 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの (1) 衣食住に用いられるもの (2) 生産、生業に用いられるもの 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの (1) 歴史的変遷を示すもの (2) 時代的特色を示すもの (3) 地域的特色を示すもの

[平成29年4月14日 諮問]

<指定理由>

本資料は、湯梨浜町泊歴史民俗資料館に所蔵されている漁撈用具497点、関連史料10点で、当該地域の漁業に関連する資料群である。

同資料館は、昭和40年代に泊の医師・故吉田道孝氏の呼びかけにより村内各地から収集された民具を収蔵する施設として発足した。収集された民具の種類は生活全般に及ぶが、その中心を本資料群がなしている。その内容は昭和30～40年代に使用された漁獲のための用具を中心に、用具の製作・修理、漁獲物の運搬・保存・加工、船上での衣食、大漁への祈願や祝祭など、漁撈生活全般に及んでいる。漁業は移動性が高い生業であり、漁具や漁法も伝播や改良などにより随時変化するため、概して形あるモノとして残りにくい。泊の漁師は、戦前から小規模な各種沿岸漁を組み合わせることで生計をたててきたが、それらが衰退に向かう時期に積極的な収集がなされたことにより、当時の泊における漁業を体系化した資料群となっている。

これらは、鳥取県の一地区で行われてきた江戸時代から現代までの各種沿岸漁とその変遷を体系的に示す唯一無二の資料群であり、また、古老からの聞き取りにより、使用方法・使用した漁場・対象魚種・漁期・漁法の伝播や普及の経緯など、有形民俗資料に不足しがちな用具に関する情報が豊富であること、さらには幕末から明治にかけての漁場図や古文書などの文献資料が現存することも特筆される。

こうした一漁村における漁撈民俗誌的な資料群は、山陰地方でも他に類例がない。日本の沿岸漁は近年とくに衰退が著しく、わが国の漁業の変遷を実態的に理解するうえでも貴重な資料群であるといえる。



漁業関係資料展示風景

【指定】鳥取県無形民俗文化財

名称	所在地	保護団体	指定基準
みやうち うわなり う 宮内の 媺 打ち しんじ 神事	大山町	媺神事保存会	無形民俗文化財 1 風俗慣習のうち次の各号に該当し、特に重要なもの (1) 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

[平成29年9月6日 諮問]

<指定理由>

宮内の媺打ち神事は、同地に鎮座する高杉神社^{たかすぎ}に伝承される行事で、閏年の旧暦9月15日から16日にかけての深夜に行われる。社伝では、雄略天皇丙辰の年(476年)に郷の人々に不幸が続いたため託宣してもらったところ、官女松媛命^{まつひめのみこと}と千代媛命^{ちよひめのみこと}が妃となった細姫^{くわしひめ}に嫉妬の念を燃やして崇っていると出たため、女神の社殿(本殿・仲殿・末殿^{うらどの})を創建して同神事を行うようになったと伝えられている。媺打ちとは、前妻が後妻を襲撃し、後妻も応じて双方打ち合いを行い、仲介人が折りを見て引き揚げさせる習俗である。

神事は、氏子中から輪番で選出した「打ち神」^{うがみ}3人が主役を務め、「下神主(ゞ曳)^{したかんぬし しめひき}」が神事の補佐を行う。夜11時頃に神社に参集して神事が始まる。打ち神はお祓いを受け、神前に供えた御供^{ごくう}を食べさせると、神霊が憑依するといわれる。その後、水垢離^{みずごり}を行い、神幸行列に護られながら神事場に向かい、「投げ杯」^{な さかずき}「打杖渡し」^{うちじろわた}の行事を行った後、最後の打ち合い式が行われる。「今宵の神事潔ぎ良し」^{いさ}の言葉と同時に三方から進み出て打ち合わせ、「本殿の勝ち」の宣告で終了となる。その後、御供を参拝者に配布する。これをいただくと無病息災になると言われている。

深夜に提灯と月明かりを頼りに神事が進められること、潮垢離・水垢離が行われること、神と人との共食儀礼が行われること、神霊が憑依するという伝承があることが注目される。これらは古い時代の祭礼要素であり、また神霊憑依については県内唯一の伝承例であることから、貴重な無形民俗文化財である。



【指定】鳥取県無形民俗文化財

名 称	所在地	保護団体	指定基準
きゆうひんはんとうおよ 弓 浜半島及び さんりん ち いき 近隣地域のトン ド	米子市 境港市 南部町 伯耆町	米子市トン ド保存会、 境港市トン ド保存会、 南部町トン ド保存会、 吉長自治会	無形民俗文化財 1 風俗慣習のうち次の各号の一に 該当し、特に重要なもの (1) 由来、内容等において我が県 民の基盤的な生活文化の特色を 示すもので典型的なもの

〔平成30年1月25日 諮問〕

< 指定理由 >

正月14日の晩あるいは15日の早朝に（休日の関係から、現在では正月第2日曜、あるいは成人の日）、正月に飾った松や注連縄^{しめなわ}などを燃やして、正月にお迎えした神（歳徳^{としとく}神^{じん}）を送る行事が各地で行われている。弓浜半島を中心とした米子市、境港市、南部町や伯耆町の一部を含む広い地域では、このトンドの時に歳徳神^{としとくじん}の神輿が地域を練り歩くという、全国的にみてもきわめて珍しい貴重な慣習を伝えている。

この地域のトンド行事は、基本的に、地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代の頭屋^{とうや}が祭礼の執行にあたる。トンド講は地理的な近隣関係が基本で、近年は自治会の行事として行うようになったところも多い。頭屋は神を迎えて神事を行う宿のことで、くじで選ばれるのが慣例である。行事は、①頭屋を交代する儀礼である「頭渡し」、②芯となる竹を立て、その周りに正月飾りや注連を飾り、いわゆるトンドを作る「トンド立て」、③歳徳神を載せた神輿や屋台と囃子、獅子などが地域内を練り歩く「神幸行列」、④トンドに火入れする「火渡し」から概ね成っている。また、子どもたちが夜籠もって番をしたり、ホトホトとって、家々をまわって餅をもらったりする行事もあった。

以上、地域ごとのトンド講を主体とすること、1年交代の頭屋が祭礼の執行にあたること、歳徳神を神輿や屋台に載せ、あるいは頭屋が奉持して地域内を練り歩くこと、子どもが重要な役割を果たしていたこと等が特徴として挙げられ、そこからは、歳徳神が氏神の要素を持つこと、神送りとともに神を迎えて各家や集落の無病息災を祈る要素を持つことがわかる。日本の古い祭祀形態を示し、また歳徳神信仰のあり方を考える上でも興味深く、貴重な無形民俗文化財である。



【指定】鳥取県無形民俗文化財

名 称	所在地	保護団体	指定基準
おおつかぼんおど 逢東盆踊り	琴浦町	逢東おど り保存会	無形民俗文化財 2 民俗芸能のうち次の各号の一に 該当し、特に重要なもの (2) 芸能の変遷の過程を示すもの (3) 地域的特色を示すもの

[平成29年8月2日 諮問]

< 指定理由 >

琴浦町逢東は、江戸時代、鳥取と米子をつなぐ街道沿いの宿場であり、藩倉も置かれた港町として栄えた。古くからの踊りに、海路を通じて各地からもたらされた新しい踊りが加わって種類を増やし、それらが影響し合って土地独自の踊りとなったと言われている。現在、8月14日に行われる地区の盆踊り大会、8月23日に行われる林泉寺観音祭に5種類の踊りが踊られている。

踊りは、京都の伏見から伝わった「大文字茶屋踊り」、隠岐の島の西郷から伝えられた「西郷踊り」、伊勢参りに行った人たちが持ち帰った「伊勢音頭」、仇討ち物を仕組んだ「志賀団七踊り」、水夫たちの間で流行っていたサイコロ賭博の振りを取り入れた「丁半踊り」の5種で、かつては「ぼたもち踊り」「振り出し踊り」を加えた7種であった。いずれも県下では珍しい踊りで、踊りの伝播を示す明確な伝承があり、また歌詞からもそれを裏付けることができる。太鼓は両面を使い、回し打ちをするのが特徴で、踊りにより3つの叩き方がある。

踊りの伝播を示し、他地域との文化交流が盛んに行われた地域的特色を顕著に示す、貴重な無形民俗文化財といえる。



参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財		国指定文化財	
		284 (7)		123
	保護文化財	144	国宝・重要文化財	56
	絵画	21 (1)	絵画	3
	古文書	12 (1)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	24 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	34
	名勝	10	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	56	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	4 (1)	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41 (3)	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	10	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
			重要文化的景観	1
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	9

第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）

補 足 説 明 資 料

- 1 名 称 平家物語 宇治川先陣・弓流凶屏風
- 2 員 数 六曲一双
- 3 所在の場所 鳥取市覚寺堤下1-55-1 (渡辺美術館)
- 4 所 有 者 公益財団法人渡辺美術館
- 5 種 別 保護文化財 絵画、彫刻の部
- 6 基 準
 - 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの
 - 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
 - 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

7 説 明

(1) 作品概要

■紙本着色、各隻本紙 158.8×361.7 センチ

■画家：根本幽峨（ねもとゆうが・1824～67）

落款：幽峨齋筆「(朱文連印) □亭」「(朱文方印) 一家画」

■内容：右隻＝宇治川先陣

(『平家物語』巻九：木曾義仲軍と源義経軍の戦いにおける義経軍の梶原景季と佐々木高綱の先陣争い)

左隻＝弓流

(『同上』巻十一：屋島合戦における義経の逸話の一つ)

■制作時期：嘉永2年(1849)年頃

(2) 幽峨の画業における本作の位置

根本幽峨は鳥取城下の商家・砂田家に生まれ、20代初には江戸にあって画家として修行をし、23才までに藩絵師・沖一峨の内弟子となり24才で「根本幽峨」と名のつた。正式に藩絵師となったのは35才であるが、それ以前から一峨のもとで藩の御用に度々携わっていたことが『江戸御用部屋日記』、『藩士家譜』(いずれも鳥取県立博物館)等により確認できる。若くから旺盛に活動したためだろう、44才で没したにもかかわらず遺される作品には屏風も多く、掛け軸、画帖、巻物などもかなりの数にのぼる。扱う画題は本作のような武者絵を含む日本の歴史人物、中国故事人物、山水が目立つが当世風俗図、真景図などもこなして幅広く、様式的には狩野派の伝統的な手法である漢画、やまと絵、そして各派を折衷したものまで画題に応じて使い分けて巧みである。ただし、作品の出来映えにはかなり幅があり、弟子を抱えた工房での作画も少なくないと推測される。弟子とされる画家に幕末から明治に鳥取で活動した亀井琴嶺、河田翠涯、藤岡神山がいる。墓は鳥取市慶安寺。

既述の通り、幽峨は若年においても藩の御用を務めていたが、本作こそはそれに足る画技を備えていたことを証するものである。本作には年記がないため制作時期は確定できない。しかし、

年代を追って変化する署名の書体に照らせば、嘉永2年（1849）8月の年記を有する「林和靖図屏風」（渡辺美術館）のそれと近しく、およそその前後、すなわち20代半ばの比較的若い時期の制作とみなせる。そのような若描きゆえの覇気ある筆致と熟達した柔軟な技があいまった丁寧かつ力強い描写、工夫があり洗練された構図、良質の顔料や金箔などの画材の活用などに抜群の冴えをみせる。数ある幽峨の作品のなかでも第一に指を屈すべき名品である。

ほぼ同時期の狩野派中枢画家による同種の屏風として安政2年（1856）贈蘭屏風のうちの狩野永恵立信「武者絵屏風」（ライデン国立民族学博物館）などがある。本作は、それらと華麗な彩や細密かつ力強い描写においてに似通うだけに、その人物造形、構図の柔軟で的確な描写が高く評価できる。

（3）平家物語図の系譜における本作の位置

鎌倉時代13世紀の成立とされる軍記物語「平家物語」を絵画化したいわゆる「平家絵」は、近世初期以降、屏風をはじめ絵巻、画帖等に展開され数多く制作された。屏風としては、一つに画面全体を合戦場（主に一の谷、屋島、壇ノ浦）とし合戦にまつわる複数の逸話を埋め込む合戦図屏風とするもの、二つに特定の逸話を各隻に大きく描くものに大別される。本作は後者の例であり、近世の狩野派で選定、継承されてきた逸話とその図像を踏まえている。

たとえば、近世初期の狩野探幽（1602～74）および周辺の画家が描いた明暦元年（1655）第六回朝鮮通信使への贈答品「撒金六曲屏風二十双」に「一、梶原弓ながし 一双 狩野安信」「一、宇治川みのをや 一双 狩野探幽」とあり、「弓ながし」と「宇治川」を「平家物語」の主な逸話として選び屏風の各隻に大きくあらかわす作品があったことが分かる。上記の現存は確認できないが、宇治川先陣については探幽「寛文年間内裏襖絵下絵」（個人）が参考になる。ここにみる図像は以後長く継承され同図様の作品が多くつくられた。一方、弓流は屏風一隻にこの逸話のみを描く例は管見では他に確認できないが、屋島合戦図屏風等の一場面として、あるいは掛け軸・探信（探幽長男）「義経弓流し図」（馬の博物館）などにほぼ同図様でみいだせる。すなわち、本作の両逸話の基本的な図像はこうした狩野派の諸例と一致しており、狩野派の画家であった幽峨が派内の粉本によって図像を学び使用したことが判明する。

ただし、それら通例の図像と比べると本作の宇治川先陣は、通例は画面左にある橋が右側に移動している、前方に行く佐々木が通例は四分の三側面であるのに側面であらわされる、通例は白砂の岸边を緑地と砂利であらわすといった諸点で異なる。これらの変更により、画面の左に大きく空間を設け佐々木が先んじて川を渡る様子を強調し、それだけに手前に一回り大きく表情も詳細に描かれる梶原の無念さをより感じさせる構成となっている。また、両隻を並べたときに中央部分が水景によって自然とつながり一双屏風としてのまとまりを得ているのも工夫である。その上で、両隻にわたる広い水景が弛緩したものとなるのを金砂子雲の巧みな配置によって避けている。洗練された人物配置、構図といえる。

宇治川先陣と弓流を屏風の各隻に描き一双に組み合わせる例は、現在のところ他に確認できな

い。しかし、本作の両画題がともに武将の武力ではなく知略、思慮を主題とする逸話を扱うことは注目される。宇治川先陣は、嘘により先陣をものにした佐々木と出し抜かれた梶原を描くが、既述の通り本作は明らかに梶原を重視しており、佐々木の奸計を戒め梶原の清廉を評価する意図が伺える。梶原は一の谷の戦いにおける簞の梅の逸話で文雅を解する武将として知られてもいた。弓流は、義経が落とした自身の弓が敵の手にわたりその弱さをなじられぬよう危険を冒して弓を拾ったもので、その冷静沈着ぶり、勇気を示す逸話である。これらの画題選択からみて本作は武家を発注者、鑑賞者とし、その理想とする武将像を、かくあるべきという教訓的な意味も込めて描き出したものとして良いだろう。そして、格別に優れた出来映え、藩主の御用を多数務めた幽峨の画歴から推して鳥取藩主に関わる制作である可能性も高いと考えられる。なお、本作の伝来については昭和7年には県内の有力実業家の所蔵であったことが確認できるが、それ以前は不明である。

(4) 評価

以上のように、渡辺美術館所蔵「平家物語 宇治川先陣・弓流図屏風」は幕末に35才で鳥取藩藩絵師となった根本幽峨の代表作である。幽峨20代半ばの制作と考えられるが、記録類に幽峨が当時から藩に用いられていたこと、また抜群の出来映えとその内容から藩の御用に応じた作品である可能性が高いことも注目される。しかも、伝統的平家絵の図像の使用とそこに加えられた工夫がともに認められ、幽峨の狩野派の画家としてのありようと優れた技量が伺えるものとして、また、近世の武者絵屏風、平家物語図屏風の優品としても特筆すべき作品といえる。よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。なお、保存状態は良好であり、所蔵館にて適切に扱われており今後の保管等の問題はない。

【主要参考文献】

- 1 『別冊太陽 平家物語絵巻』平凡社、1975年
- 2 『日本屏風絵集成第五巻 人物画—大和絵系人物』講談社、1979年
- 3 鈴木健一編『義経伝説 判官びいき集大成』小学館、2004年
- 4 『(展覧会図録) 義経展～源氏・平氏・奥州藤原氏の至宝～』NHKプロモーション、2005年
- 5 『(展覧会図録) 沖一峨—鳥取藩御用絵師—』鳥取県立博物館、2006年
- 6 田中敏雄『根本幽峨の伝記と画業』渡辺美術館、2007年
- 7 『鳥取県の自然と歴史5 藩政時代の絵師たち(改訂版)』鳥取県立博物館、2013年
- 8 山下真由美「武家の父子の姿に託された“忠”と“孝”—幕末の鳥取藩絵師・根本幽峨の作品にみる水戸学の光と影」『美術フォーラム21』33、2016年



- 1 名 称 北川家文書
- 2 員 数 7点
- 3 所在の場所 鳥取市上町88（鳥取市歴史博物館）
- 4 所 有 者 個人（鳥取市歴史博物館寄託）
- 5 種 別 保護文化財 古文書の部
- 6 基 準
 - 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
 - 4 古文書類、日記、記録類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 7 説 明
 - (1) 伝来の経緯

北川家文書は、江戸期に因幡国^{おうみぐんよしなりむら}邑美郡吉成村（鳥取市吉成）の庄屋や邑美郡大庄屋を務めた北川家に伝来したものである。現在は、太巻きの軸装1巻に仕立てられ、桐の箱、さらには「北川家」と金字で記された黒漆塗りの箱に納められており、保存状態は良好である。

北川家文書の宛名に「矢部北川」とも記されていることは、中世の北川氏が、若桜鬼ヶ城^{わかさおにがじょう}（八頭郡若桜町）を拠点としていた矢部氏の同族であった可能性を示唆している。近世の多くの時期には、代々、忠左衛門^{ちゅうざえもん}を称している。その屋敷地は、大路川^{おおろがわ}旧河道近く（現在の鳥取消防署東側）に位置し、一説では中世土豪の館を引き継いだものであったとも言われている。

貞享5年（1688）に完成した小泉友賢^{こいずみゆうけん}著『因幡民談記』には、すでに北川家文書のうちの2通（後掲の2号・5号）が掲載され、「右二通は邑美郡吉成村庄屋、田洲^{たしゅう}忠左衛門と云ふ者所持也」と記されている。また、北川家文書の奥書には、「右、邑美郡吉成村農長□□忠左衛門、持傳感状七通也、予加修復、作一軸、附与之耳、元禄七甲戌冬十一月日 因府野士 俊益」と記されていて、小泉友賢没後の元禄7年（1694）に子息の俊益^{しゅんえき}が修復して軸装に仕立てたことがわかる。

さらに、寛政7年（1795）成立の安倍恭庵^{あべきょうあん}著『因幡志』には、北川家文書の5通（後掲の1・4・3・6・7号）と、天正8年5月20日羽柴秀吉禁制が掲載され、「右ノ六通ハ、邑美郡吉成村ノ庄屋田淵忠左衛門ト云者所持セリ、忠左衛門本苗ハ矢部北川ト號シ」などと記されている。このような経緯を見る限り、北川家は中世以来一貫して因幡国内に本拠を置き、北川家文書も当初から同家伝来文書として引き継がれてきたものと思われる。

現状を子細に見ると、元禄7年の修復以外にも、裏打ちや補修が何度も繰り返されてきたことをうかがえる。わかりやすい例で言えば、4の豊頼感状は、実際には上部が完全に欠落していて、各行一文字目は後から書き加えられたものであるが、その書体は巧みに他の文字に似せた書き方をしているので、一見すると補筆に気づきにくいほどである。そのため、他の部分についても、

後世の精巧な修復がなされている可能性を否定できない。卷子において文書と文書の上に記されている俊益による注記についても、後に浄写された可能性を否定できず、さらにそれ自体が修復・補筆の対象となっていることも確認できる。これらの事実は、17世紀における小泉父子の調査・修復を重要な契機として、北川家文書がまとまって伝存し、世代を越えて大切に受け継がれてきたことを、よく表している。

(2) 文書の内容

このたび文化財指定候補として答申する古文書は、北川家伝来の中世文書7点である。

1. 長享3年(1489)9月14日 ^{やまなとよときかんじょう}山名豊時感状 ^{こきりがみ}(小切紙) 14.5×20.5 cm
2. 永正元年(1504)閏3月23日 ^{とよしげ}山名豊重感状(小切紙) 14.5×19.0 cm
3. 永正10年(1513)4月23日 ^{とよよりあてがいじょう}山名豊頼宛行状(小切紙) 13.5×22.0 cm
4. 永正10年(1513)4月12日 山名豊頼感状(小切紙) 12.0×26.5 cm
5. 永正10年(1513)5月26日 山名豊頼感状(小切紙) 16.0×22.0 cm
6. 永正10年(1513)6月10日 山名豊頼宛行状(小切紙) 13.5×20.5 cm
7. 永正11年(1514)5月15日 山名豊頼宛行状(小切紙) 13.0×21.5 cm

小切紙は、切紙をさらに細かく切って用いられた小型の料紙であり、しばしば感状に用いられたものである。以下、それぞれの文書について、概要を述べる。

1は、長享3年(1489)に、因幡国守護であった山名豊時が、^{やべきたがわよさぎえものじょう}矢部北河与三左衛門尉に対して、八東郡の「^{とくまるがわら}徳丸河原合戦」(八頭郡八頭町徳丸)における戦功を賞したものである。豊時は、山名惣領家の山名持豊(^{もちとよ}宗全)の孫にあたる。2は、豊時の跡を嗣いで因幡国守護となっていた豊重が、永正元年(1504)に、^{きたがわよさぎえものじょう}北川与三左衛門尉に対して、八東郡の「^{きさいちしたにぐち}私部志谷口合戦」(八頭郡八頭町)における戦功を賞したものである。

ところが、永正9年に山名誠豊(^{のぶとよ})が山名惣領家家督を嗣ぐと、本拠地の但馬国から因幡国へ介入して豊重を討ち、豊頼(豊重の弟)を因幡山名氏の家督に据えた。豊重の子の豊治(^{とよはる})はこれに対抗し、永正12年に豊頼を打倒した。3～7は、いずれもこの間に豊頼から遣わされた感状や宛行状である。このうち3は、^{やべきたがわびんごのかみ}矢部北川備後守に対して、智頭郡の「^{みなりべつぷ}三成別符」(鳥取市用瀬町美成)を給与した宛行状、4は、北川与三左衛門尉に対して、高草郡の「^{てんばぐち}天馬口」における戦功を賞した感状、5は、矢部北川与三左衛門尉に対して、高草郡の「^{まさきぐち}正木口」における戦功を賞した感状、

6は、北河与三左衛門尉に対して、「符中広瀬」（鳥取市国府町広西）の「龍口跡」として、高草郡の「布施南方」（鳥取市布施）の土地5段120歩と「野坂嶋村」（鳥取市嶋）の屋敷2ヶ所を与えた宛行状、7は、北川与三左衛門尉に対して、国衛公用銭30貫文を給分として与えることを伝えた宛行状である。

4の「天馬口」や5の「正木口」は、たとえば天保年間後半（1839～1844）成立の測量図「田畑地続全図」（鳥取県立博物館所蔵）によって「天場」「天馬縄手」「間崎」等の地名が確認できること（錦織2010）からも明らかのように、いずれも中世因幡国守護の本拠であった天神山城（鳥取市湖山町南）へ向けて、東側や南東側から攻め込む経路上に位置していた場所と考えられる。豊頼は、因幡山名氏家督を継承した直後から、それに対抗する勢力によって本拠を攻撃されるという苦境に立たされていたことを示している。

以上のように北川家文書は、中世因幡国における北川氏の動向を示すだけでなく、因幡国守護の沿革や、その配下の領主たちとの関係、さらには15世紀末～16世紀初頭における因幡国内の政治情勢を示す史料群である。鳥取県域においては、このような中世在地領主家の文書が現在に至るまで受け継がれてきたこと自体、希有な事例と言わなければならない。

（3）評価

以上のように、北川家文書は、中世因幡国の在地領主家の文書が伝存しているという意味において稀有な価値を有するのみならず、因幡国守護の沿革や中世の政治情勢を示す基礎史料としても貴重であり、本県の歴史上において重要と認められる。また、近世前期の小泉友賢・俊益父子による調査・修復を重要な契機の一つとしながら、まとまった形で連綿と受け継がれてきたことも、本文書の学術的価値を高める上において大きな役割を果たしたと言える。

よって、北川家文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。

- 【参考文献】 佐伯元吉編『因伯叢書（第一冊）』（名著出版、1972年）
錦織勤「布施の「舟入」と因幡国守護所天神山城の構造」
（『地域学論集』6-3、2010年）
『新鳥取県史 資料編 古代中世1 古文書編 上』（鳥取県、2015年）

- 1 名称 智頭枕田遺跡出土先史時代遺物
- 2 員数 別添のとおり
- 3 所在の場所 八頭郡智頭町大字埴師 5 4 番地（智頭町埋蔵文化財センター）
- 4 所有者 智頭町
- 5 種別 保護文化財 考古資料の部
- 6 基準
 - 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
 - 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

7 説明

(1) 遺跡の概要

智頭枕田遺跡（八頭郡智頭町大字智頭）は、千代川支流の土師川と新見川に挟まれた標高約 180m の段丘上に位置する。2002 年（平成 14 年）から 2003 年（平成 15 年）かけて、智頭町教育委員会が実施した智頭町保健・福祉・医療総合センター建設に伴う発掘調査によって、縄文時代から平安時代にかけて形成された複合遺跡が発見された。なかでも、縄文時代の中期末から後期初頭にかけての集落跡や、縄文時代の全時期にわたる大量の遺物が発見されたことから、縄文時代の大規模な遺跡として注目される。

智頭枕田遺跡で出土した最も古い遺物は縄文時代草創期中頃（約 13000 年前）の石器で、それ以降、断続的に人々の活動の痕跡が残されている。遺構や遺物がまとまって見つかった時期は、縄文時代早期前葉～中葉（約 10000～8000 年前）、中期末～後期前葉（約 4400～4000 年前）、晩期後葉～弥生時代前期（約 3000～2200 年前）である。

縄文時代早期の遺構には、大型の竪穴状遺構、集石、焼土、落とし穴などがあり、智頭枕田遺跡やその近隣に集落が営まれていた可能性が高い。

縄文時代中期末から後期初頭にかけては、11 棟もの竪穴住居が相次いでつくられており、定住的な集落が形成されていたと考えられる。竪穴住居跡は、方形の竪穴の中央に炉があり、炉を挟むように 2 つの柱穴が配されている。炉の多くは石組みを有するもので、なかでも、最初期につくられた住居（SI-1（旧）※「SI」は竪穴住居跡の略号）の炉は石組みの中に土器を埋め込んだ「石^{いしがこいまいようろ}囲埋甕炉」と呼ばれる東日本特有の構造をとっており、住居様式の伝播や変遷過程を研究する上で重要な資料である。これらの住居跡から出土した土器の時期から、同時に存在していた住居は 2～3 棟と考えられている。一時期の住居数は多くないものの、数百年にわたって継続した定着性の高い集落は、中国地方では例外的な存在である。やや時期が下る後期前葉の竪穴住居跡も 1 棟発見されている。

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけては、建物の柱穴や墓の可能性のある土坑などの遺構と大量の遺物が、径 30 メートル程度の範囲に集中して見つまっている。集落の様子は明確

ではないが、出土遺物の量と内容から、縄文時代晩期後葉から弥生時代前期まで連続する拠点的な遺跡と考えられる。

(2) 各時期の出土遺物の概要とその価値

<縄文時代草創期>

草創期中頃に帰属する出土遺物は石器3点で、内訳は黒曜石製の尖頭器^{せんとうき}1点、堆積岩製の板状有溝砥石^{いたじょうゆうこうといし}2点である。

出土数は少ないものの、鳥取県東部では草創期遺物の出土例自体が希少なため、重要な資料である。なかでも、板状有溝砥石は近畿・東海地方の縄文時代草創期に特有の石器で、当時の地域間の交流関係を知る手がかりとなるものである。

<縄文時代早期>

縄文時代早期の遺物のうち、指定対象資料は土器109点、石鏃^{せきぞく}15点である。

土器はいずれも表面全体に楕円文^{だえんもん}や山形文^{やまがたもん}が施された押型文土器^{おしがたもん}の深鉢^{ふかばち}で、黄島式^{きじま}、高山寺式^{こうざんじ}と呼ばれる型式のほか、黄島式に先行する型式も確認されている。これらはいずれも、早期前葉～中葉に帰属するものである。

縄文時代早期の出土遺物は県内でも例が少なく、特に鳥取県東部では唯一のまとまった資料として学術的な価値が高い。

<縄文時代中期末～後期前葉>

縄文時代中期末から後期初頭にかけての竪穴住居跡11棟から出土した遺物のうち、土器561点と石器62点、後期前葉の竪穴住居跡から出土した遺物のうち16点の土器を指定対象とする。

中期末～後期初頭の竪穴住居跡から出土した土器には、主に沈線文^{ちんせんもん}と磨消縄文^{すりけしじょうもん}で装飾された有文土器と、文様のない無文土器があり、有文土器の器種には深鉢^{あさばち}、浅鉢、鉢が、無文土器の器種には深鉢と鉢がある。これらの土器は、出土した住居跡ごとに形態や文様などの特徴が異なっている。この特徴をもとに、中期末～後期初頭の土器を4時期に細分することが可能である。報告書では、Ⅰ期がSI-1(旧)・8出土土器、Ⅱ期がSI-4出土土器、Ⅲ期がSI-5・7出土土器等、Ⅳ期がSI-1(新)・6・12出土土器等として整理されており、Ⅰ・Ⅱ期が中期末、Ⅲ・Ⅳ期が後期初頭に位置付けられている(智頭町教育委員会2006)。また、土器の特徴から他地域との関係性を知ることも可能で、例えば、SI-4出土土器は近畿地方の土器と共通性が高い一方で、SI-8やSI-12出土土器には他の遺跡に例のない個性的な文様が施されている。こうした複雑な土器様相は、縄文時代のなかでも大きな変革期であった中期末から後期初頭にかけての社会状況を反映していると考えられる。

そのほか、中期末～後期初頭の住居跡内からは、石鏃^{せきぞく}や石錘^{せきすい}などの狩猟具や漁労具、石皿^{いしざら}や敲石^{たたきいし}といった食用植物加工具などの石器が62点出土しており、この時期の生業を考える上で有用な資料である。

<縄文時代晩期～弥生時代前期>

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけての遺物のうち、指定対象資料は土器798点、石器5点である。土器は751点が縄文時代晩期の深鉢、浅鉢などで、47点が弥生時代の甕^{かめ}、壺^{つぼ}、

浅鉢である。石器5点はいずれも祭祀具である石棒^{せきぼう}で、縄文時代晩期のもと考えられる。縄文時代晩期の土器の大部分は、晩期後葉の突帯文土器^{とつたいもん}の深鉢^{ふるみ}である。そのほとんどは古海式と呼ばれる鳥取県東部に特徴的な型式で、晩期後葉のなかでも最も新しい時期に位置付けられる。全形が分かる個体も含まれており、同型式の標式資料となるものである。古海式以外にも、それに先行する型式の突帯文土器や、他の遺跡では見られないような特異な形態の突帯文土器、近畿地方や山陽地方と共通する特徴をもつ突帯文土器も出土しており、突帯文土器の多様性は他に例を見ない。また、突帯文土器と同時期の東日本系土器も出土している。これらは浮線網状文^{ふせんあみじょうもん}や変形工字文^{へんけいこうじもん}が施されるもので、東北地方南部から中部地方にかけて分布する土器型式に近似しており、なかには直接中部地方から搬入された可能性が高い土器も含まれている。

また、石棒がまとまって出土していることも西日本では希有な事例であり、祭祀的な活動が活発であったことを示す資料として注目される。

弥生時代前期の土器は、鳥取県東部山間部では例のないまとまった資料で、弥生時代開始期の山間部の様子を知る上で重要である。これらの弥生時代前期の土器は突帯文土器と時期的に連続しており、縄文時代晩期末から弥生時代前期にかけて遺跡が継続して営まれたことが分かる。

(3) 資料の歴史的意義

縄文時代のほぼ全時期の遺構や遺物が多数発見された智頭枕田遺跡は、鳥取県を代表する縄文時代遺跡であり、その出土遺物は今後の縄文時代研究において重要な位置を占めるものと言える。

なかでも、中期末～後期初頭の集落跡は、その規模と継続性、出土遺物の豊かさにおいて中国地方では他に例を見ないものであり、各住居跡から一括資料として出土した遺物の学術的価値は非常に高い。特に大量に出土した土器は多様性に富んでおり、土器の時期的な変遷や、他地域との交流関係を研究する上で重要な資料である。

また、縄文時代晩期から弥生時代前期にかけての遺物は、縄文時代から弥生時代への変遷を連続的に追うことができる点や、土器の出土量やバラエティーが非常に豊富な点で学術的価値が高い。あわせて、東日本をはじめとした他地域の土器など、遠隔地との交流や人の移動を示す遺物も含まれており、縄文時代から弥生時代への変革期における広範な地域間交流や、そのなかでの鳥取県東部地域社会の位置づけを明らかにしうる資料として極めて重要である。

以上のように、智頭枕田遺跡出土遺物は、鳥取県東部地域における縄文時代から弥生時代前期にかけての地域間交流や文化変化の状況を明らかにする貴重な資料であり、今後の研究の進展に大きく寄与することが期待される。

【参考文献】

- 智頭町教育委員会 2006 『智頭枕田遺跡 I』 智頭町埋蔵文化財調査報告書 11
智頭町教育委員会 2014 『智頭枕田遺跡』 智頭町埋蔵文化財調査報告書 12

別 添

※名称及び員数

一 土器	1 4 8 4 点
縄文時代早期の土器 (深鉢)	1 0 9 点
縄文時代中期末～後期初頭の土器 (深鉢、浅鉢、鉢)	5 6 1 点
縄文時代後期前葉の土器 (深鉢)	1 6 点
縄文時代晩期の土器 (深鉢、浅鉢、鉢、壺)	7 5 1 点
弥生時代前期の土器 (甕、壺、浅鉢)	4 7 点
二 石器	8 5 点
縄文時代草創期の石器 (尖頭器、板状有溝砥石)	3 点
縄文時代早期の石器 (石鏃)	1 5 点
縄文時代中期末～後期初頭の石器 (石鏃、石匙、石錘、磨製石斧、石皿 他)	6 2 点
縄文時代晩期の石器 (石棒)	5 点

写 真



縄文時代中期末～後期初頭の集落跡



縄文時代中期末の竪穴住居跡 (SI-1 (旧))



縄文時代草創期の石器
(左:尖頭器、右2点:板状有溝砥石)



縄文時代早期の押型文土器





縄文時代中期末～後期初頭 竪穴住居跡出土土器



縄文時代晩期の土器



縄文時代晩期の東日本系土器



縄文時代晩期の石棒



弥生時代前期の土器

とまり ぎょぎょうかんけいしりょう
「泊の漁業関係資料」 説明資料

- 1 名 称 泊の漁業関係資料
- 2 員 数 漁撈用具 497点、シイラ漬漁関係絵図・古文書 10点
- 3 所在の場所 東伯郡湯梨浜町泊 1204-1 (湯梨浜町泊歴史民俗資料館)
- 4 所 有 者 湯梨浜町
- 5 種 別 有形民俗文化財

6 指 定 基 準

(1) 基 準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (1) 衣食住に用いられるもの
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの
 - (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの

(2) 説 明

①資料の来歴

旧泊村は東伯郡の最東端、旧伯耆国と因幡国との国境に位置し、江戸時代には舟番所や宿駅が置かれ、港を中心とした物資集散地ならびに漁業基地として発展してきた地域である。近世村に由来する7つの大字(小浜・石脇・筒地・泊・園・原・宇谷)で構成され、このうちもっとも人口が多い泊はこの地域の中心をなす地区である。明治3(1870)年の戸籍簿では、泊地区の世帯250戸のうち、漁業渡世が140、商業渡世が39、農業渡世が18と、多くが漁業をなりわいとしていたことがわかる。泊は沖漁を主としたが、隣接する小浜・石脇・園・宇谷の各集落では磯漁が中心で、砂浜を利用した地引網なども盛んであった。なお、昭和62(1987)年当時の泊村漁協は、正組合員77名、準組合員84名、所有漁船117隻、年間3億3000万円の収益であったとされる(『泊村誌』)。

本資料は、湯梨浜町泊歴史民俗資料館に所蔵されている漁撈用具約500点を核とした、当該地域の漁業に関連する資料群である。同資料館は、昭和40年代に泊の医師・故吉田道孝氏の呼びかけにより村内各地から収集された民具を収蔵する施設として発足した。昭和48(1973)年に旧泊中学校特別教室を使って開館、昭和54(1979)年に鉄筋2階建ての資料館が完成し、現在に至る。

吉田氏は、昭和20年代の終わりごろ、往診に行く先々で打ち捨てられた生活用具を多く目にしたことから、後世のために先人の遺産を大切にしなければならないとの思いを強め、これらの収集を始めた。その後、当時の村長の理解を得て民俗資料館の構想が具体化し、昭和47(1972)年10月、村内の各集落に泊村歴史民俗資料収集協力会を編成。約3000点もの民具が村民自身の手により収集された。その後、新資料館建設に伴う整理を経て、現在は1900点あまりが収蔵さ

れている。これらは、平成 21 年度に県史編さん事業の一環として住民の協力のもとで調査が実施され、全資料について一覧と調書が作成された。

収集された民具の種類は生活全般に及ぶが、その中心をなしているのは漁撈用具である。漁業は移動性が高い生業であり、漁具や漁法も伝播や改良などにより随時変化するため、概して形あるモノとして残りにくい。泊の漁師は、戦前から小規模な各種沿岸漁を組み合わせ生計をたててきたが、それらが衰退に向かう昭和 30～40 年代に積極的な収集がなされたことにより、当時の泊における漁業を体系化した資料群となっている。また、前述した県史編さん事業に伴う民具調査を基盤として、平成 29 年 5 月～10 月に湯梨浜町教育委員会との連携により古老への聞き取り調査を実施し、用途・使用時期・使用場所などの豊富な資料情報が追加された。

②資料の特色

本資料群は、資料館所蔵の漁撈用具 497 点、ならびに鳥取県漁協泊支所などで保管されてきたシイラ漬漁関係の絵図と古文書 10 点により構成される。

i 漁撈用具

主として昭和 30～40 年代に使用されていたもので、漁獲のための用具を中心に、用具の製作・修理、漁獲物の運搬・保存・加工、船上での衣食、大漁への祈願や祝祭など、漁撈生活全般に及んでいる（表 1 参照）。

表 1 漁撈用具の種類と点数

漁具製作	20
漁具収納	11
漁獲	365
保存・運搬・加工	13
船体・設備	45
管理・修繕	25
衣・食	7
信仰・儀礼	4
その他	7
合計	497

中心となる漁獲の用具を漁業の業種別に分類すると、釣漁業に関するものが大半を占めることがわかる（表 2 参照）。釣漁業は、イカ・ハマチ・サバ・タイなどの「一本釣（立て釣）」、ヒラメ・ハマチなどの「ひきなわ釣」、サバ・タイなどの「のべなわ（はえなわ）釣」（泊での古称は「なわはえ）」の 3 種類を柱とし、県西部の沖合にあるナカノセ（水深 25 尋ほど＝約 45 メートル）やオモゼ（水深 30 尋ほど＝約 54 メートル）などの岩礁地帯を主たる漁場として、戦前から戦後にかけて行われてきた。なお釣漁業では餌の確保が必然であることから、餌用のイカやイイダコなどをとる用具も関連資料となる。

網漁業は、地引網漁やイタヤガイ漁などは戦前から行われてきたが、きすこぎ網や三重網などのさし網漁の多くは戦後から盛んになった。ヒラツメカニやコウイカを対象としたかご網（かご漬）も戦後に登場した小規模な網漁である。地先の沿岸や港内など、比較的水深の浅い海域を含む広範囲で行われる。

表2 漁獲に関する資料の内訳（漁業の業種別）

種類	数量	漁法	数量
全般	10	全般（つり・網共用）	2
		全般（網）	8
釣漁業	272	共用（一本釣・ひきなわ釣・のべなわ釣）	9
		一本釣	106
		ひきなわ釣	86
		のべなわ釣	67
		かけ釣	2
		その他	2
網漁業	43	さし網	22
		ひき網	14
		かご網	6
		まき網	1
その他	40	磯見	12
		潜水	4
		その他	24
総計	365		365

（漁業の業種は鳥取県農林水産部水産課『鳥取県海面漁業の漁具漁法』1976年を参考）

これらのうち、特に地域的な特徴を有する資料群として次の4つがあげられる。

〈イカ漁関係用具〉

イカ漁に関する用具は100点以上あり、県内で最大のコレクションとなっている。スルメイカ（現地名：シマメイカ）、ケンサキイカ（現地名：シロイカ）、ソデイカ（現地名：アカイカ）、アオリイカ、コウイカなど各種のイカ漁の用具が揃っており、明治期に編さんされた『鳥取県漁具図解』記載の漁具と類似するものも含まれることから、江戸期から現代までの山陰地方のイカ漁の変遷を辿ることができる。

〈のべなわ釣関連用具〉

のべなわとは、一本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先端に釣針をつけた漁具である。戦前から主にサバ漁に用いられ、上記イカ漁用具と同様に『鳥取県漁具図解』に類似の漁具がある。戦後、餌を必要としない毛釣漁が県内東部から伝播してこれにとって代わり、さらに県外から来た大型巻き網船団に押されて衰退した。漁法や漁業環境の変遷を物語る資料でもある。

〈ヒラメひきなわ漁関係用具〉

船尾に潜行板（桐材を使うことから泊ではゲタと呼ぶ）と疑似餌からなる仕掛けをとりつけ、船を走らせながらヒラメを釣る道具で、80点以上がある。本来の潜行板は、カツオやヨコワ（マグロの幼魚）などの回遊魚を対象に、主として太平洋岸で多く用いられる。当地には昭和30年代に兵庫県香住を経て伝播し、ハマチ漁で使用中に偶然ヒラメが釣れたことから、これに特化させるべく大型に改良。有志による泊水産研究グループで研究と改良を重ね、昭和47（1972）年頃には神奈川県三浦市の釣り具会社に依頼してプラスチック製品を発注するまでになる。これは山陰型潜行板とよばれ全国に普及した。船と仕掛けを「ゴムの張り」とよぶゴム紐（自転車用チェ

ープを利用)でつなぎ、漁獲の有無が一目でわかるよう工夫したり、潜行板の先端に岩礁帯での破損防止用金具を取り付けたり、道糸を通す穴の位置を調整したりと、漁師の創意工夫がうかがえるのも特徴である。この漁法の普及により、商品価値の高い大型のヒラメを活魚として出荷できるようになり、底引き網でとれるメイタガレイとともに大阪への流通ルートが確保されて泊の漁業を支えた。

〈イタヤガイ漁用具〉

ひき網漁に分類されるジョレン（またはケタ）と呼ばれる用具が新旧3点（他ジョレン巻き上げ機1点）あり、『鳥取県漁具図解』にも類似の漁具がある。これはイタヤガイ（板屋貝）をとる底引き網の口の部分で、砂の中にいるイタヤガイを搔き出す役割を果たす。イタヤガイは、イタヤガイ科の二枚貝で浅海の細砂底に生息し、ホタテガイに似て貝柱を食用にする。数年周期で大量発生し、重い底引き網を引くため重労働であったとされる。

ii シイラ漬漁関係絵図・古文書

シイラ漬漁とは、大きな浮遊物に集まるシイラの習性を利用して、海上に孟宗竹で作った筏（漬木）を浮かべ、ここに集まるシイラを釣りや網で捕獲する漁。江戸時代には鳥取藩の許可が必要とされ、沿岸各村に対して漁場が厳格に定められた。近現代にいたるまで泊において重要な位置づけにあった漁だが、漬木や錘（砂詰め）などは消耗品であり、漁撈用具として残されているのは漬木から下げた錘の綱を切る「綱切り」という道具のみである。

その一方で、漁場の割り当て（山割り）を示した江戸時代末の絵図、山割りを決めるためのくじの結果を記した古文書など、計10点の資料が残されており、漁場を特定するための山立て（海上から陸地を見て、目印となる山や岬、島などを複数結んで位置を確かめる方法）や漬木の置き方（「打つ」と表現する）などの詳細を知ることができる。山割りを決めるくじは、旧暦3月3日（その後は4月3日）に行われるのを習慣とし、江戸時代には泊字荒神前にあった修験の大楽院で、近年までは灘郷神社（泊字後島）で行われた。

③資料の価値

泊の漁業関係資料は、鳥取県の一地区で行われてきた江戸時代から現代までの各種沿岸漁とその変遷を体系的に示す唯一無二の資料群であり、これ以上のコレクションを県内に築くのは今後不可能と思われる。また、古老からの聞き取りにより、使用法・使用した漁場・対象魚種・漁期・漁法の伝播や普及の経緯など、有形民俗資料に不足しがちな用具に関する情報が豊富であること（聞き取りの様子は映像・音声でも記録化されている）、さらには幕末から明治にかけての漁場図や古文書などの文献資料が現存することも特筆される。こうした一漁村における漁撈民俗誌的な資料群は山陰地方でも他に類例がなく、今後さらなる調査研究を進めることにより、全国的な比較研究の展開が期待される。日本の沿岸漁は近年とくに衰退が著しく、わが国の漁業の変遷を実態的に理解するうえでも貴重な資料群であるといえる。

なお、これらのコレクションが構築された背景として、昭和40年代に資料収集をよびかけた故吉田道孝氏の功績が大きい。吉田氏の発案が住民に浸透し、地域の歴史・文化を継承する意識を育んだことで、今日にいたるまで継続的な資料の収集と管理がはかられてきた。有志で「泊ふるさと伝承クラブ」を結成し、現在も勉強会や資料の研究整理、地元の小中学校の生徒などを対象とした啓蒙活動が続けられており、こうした積極的な資料の利用と継承への熱意も本資料群の

価値を高めている。

参考文献

泊村誌編さん委員会編『泊村誌』鳥取県東伯郡泊村 1989年

吉田道孝「消えゆく民具を追って」『鳥取県博物館協会 会報』No.17 1978年3月

樫村賢二「湯梨浜町泊歴史民俗資料館所蔵の漁撈用具について」『民具マンスリー』第48巻11号 2016年2月

みやうち うわなり しんじ
「宮内の 嫫 打ち神事」 説明資料

- 1 名 称 宮内の嫫打ち神事
- 2 保護団体 嫫神事保存会
- 3 所在地 西伯郡大山町宮内
- 4 種 別 無形民俗文化財
- 5 基 準 1 風俗慣習のうち次の各号に該当し、特に重要なもの
(1) 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

6 説 明

宮内の嫫打ち神事は、同地に鎮座する高杉神社に伝承される行事で、閏年の旧暦 9 月 15 日から 16 日にかけての深夜に行われる。同社は、景行天皇（大足彦忍代別命）・孝霊天皇（大日本根子彦太瓊命）を祀り、近世には「汗入郡大社」、あるいは「高杉郷大社」と呼ばれた。高杉郷八か村（佐摩・坊領・今在家・中高・神原・長田・宮内・平）の産土神であったが、宮内村と他村との間で山論が起り、元禄年間に他村が祭祀圏から外れ、宮内のみの産土神となった。

「うわなり」とは後妻を指す言葉で、「うわなり打ち」は離縁された前妻が親しい女子らとともに後妻を襲撃し、後妻も親しい女子を集めて双方打ち合いを行い、その間亭主は関与せず、仲介人が折を見て引き揚げさせるという習俗である。平安時代の貴族の日記『権記』・『御堂関白記』、平安末期の仏教説話集『宝物集』などにみられ、江戸時代の『昔々物語』には近世初頭までの習俗として記述されている。

高杉神社の嫫打ち神事は、同社の祭神をめぐって女神たちが採物で打ち合う神事として伝えられてきた。女神は宮内の中でそれぞれ、壹之神社（本媛之命）、合殿の式之神社・参之神社（松媛之命・千代媛之命）として祀られていたが、大正元（1912）年に高杉神社に合祀された。なお、同 2 年には隣接する平に鎮座する無格社平神社も合祀されたが、同社は昭和 20 年代半ばに平に戻されたため、再び高杉神社の氏子は宮内に限られるようになった。

祭日は旧暦の 9 月 15 日であった。戦後の混乱期に執行困難となって中断し、復興後には毎年ではなく、閏年（太陽暦）の旧暦 9 月 15 日に行うように改正されたと伝える。中断時期については資料的に確認することができないが、昭和 20 年代には行われていなかったが昭和 30 年代前半には行っていた、と住民は記憶する。

（1）関連資料

宮内の嫫打ち神事は、近世には女神が打ち合いをする奇祭として注目され、『伯耆誌』（享保 19（1734）年以前に成立、鈴木孫三郎所持本）、『伯耆民談記』（寛保 2（1742）年成立、松岡布政著）、『伯路紀草稿』（安永 2（1773）年成立、福彦衛門著）、『伯耆めぐり季』（文化年間成立、高木梅下著）、『田蓑之日記』（文政四年成立、衣川長秋著）などの地誌・日記などに記述されている。

以上の近世の書物では、高杉神社の男神をめぐって争う女神について、本宮は千世、中宮は姫、裏宮は松になっているが、昭和 9 年（1934）に出版された『鳥取県神社誌』では、雄略天皇丙辰の年（476 年）に郷の人々に不幸が続いたため託宣してもらった処、官女松媛命と千代媛命が、妃となった細姫に嫉妬の念を燃やして崇っていると出たため、女神の社殿を創建して同神事を行うようになったと記述されている。

宮内に現存する同神事の関係資料は大変少なく、以下の 2 点にとどまる。一つは、高杉社

神事略式図の版木（横 45 cm×縦 30 cm）で、社務所に保管されている。昭和 30 年頃に本殿の床下から発見された版木で、水垢離場に向かう行列が描かれ、神事内容を説明する文字が彫られている。文章から藩政期に製作されたと判断できる。

もう一つは、「燉打合神事祭伝記」という謄写版で刷られた手書きの説明書で、表題「燉打合神事祭伝記」の次に「（元禄古文書による）一部修正（大正元年）」と書かれている。大正元年に燉打ち神事の壹之神社・弍之神社・参之神社を合祀しているので、合祀にあたって元禄年間の古文書を参考にしながら、一部分修正して式次第を記載したと思われる。なお、元禄古文書は現存しない。

（２）祭祀組織

宮内の戸数は現在 29 軒、寺を除き、28 軒が燉打ち神事に関わる。三女神を本殿、中殿、末殿と呼び、これらを打神ともいう。打神の選出方法は家順で、順番に当たる 3 軒からそれぞれ男性が出て務める。神事の下準備をする下神主 1 名と下神主補佐 1 名は、別の家順から男性が出される。なお、下神主補佐は近年新たに設けられた役で、準備の手伝いをするだけで神事に顔を出すことはなく、次回に下神主となる。男性を出すことのできない世帯が順番に当たる時には、ジゲの親戚などを代役で出す。各役に年齢の決まりはないが、年配者が出ることが多い。死の穢れがかかる家があれば飛ばし、次回その家が当たることはなく、飛ばしたまま順番が回っていく。

その他、拍子木を打つ者 1 名、看護守 9 名（本殿・中殿・末殿それぞれ 3 名ずつ）、打杖取り 3 名（本殿・中殿・末殿それぞれ 1 名ずつ）とその指導者、水汲み 3 名、鼻高 1 名、獅子 1 名、神酒持ち 1 名、太鼓持ち 1 名、提灯持ち 1 名、御幣渡し 5 名などの役割があり、30 名以上が必要で、全戸が参加するように配役する。したがって、各戸から毎回 1～2 名が出て、女性たちも幣を持って本殿・中殿・末殿について歩く役を担う。

（３）行事の流れ

【下準備】

下神主（メ曳きとも呼ぶ）は、旧暦 9 月 1 日から下準備を始める。縄をない、神職から紙垂を受け取り、注連縄をつくる。注連縄が出来上がると、3 人の打神の家に持って行き、門または玄関に注連縄を張る。社殿の向殿・拝殿・本殿・神饌所・境内社（八幡宮）に注連縄を張る。以前は鳥居にも注連縄を張っていたが、近年鳥居が崩れかかっているので、鳥居の注連縄は中止された。神事場（4m×4m）には、竹 4 本を立てて注連縄を張る。さらに、神社の参道入り口の三か所にも注連縄を張る。

打神が茅刈りをして束ねて拝殿前に立てかけておく。その茅束で下神主が打杖 3 本を作る。本殿用は長さ 3 尺・周囲 1 尺 2 寸、中殿用は長さ 2 尺 6 寸・周囲 1 尺、末殿用は長さ 2 尺・周囲 7 寸である。それぞれの打杖には榊を立てる。

さらに、神前に供える御膳の箸を茅で作り、木膳・椀・木皿を洗って膳の用意をする。打神の御幣用の竹三本（本殿 100 cm、中殿 85 cm、末殿 70 cm）も作って置く。

【精進潔斎】

大正元年の「燉打合神事祭伝記」には、「四十五日以前氏子中より本殿、仲殿、末殿の三霊代人を定め斎戒せしむ。葬家にゆかず、汚穢を扱はず、肥を持たず、総て清浄に潔斎せしむ」とあるが、今日では長期間の清浄性は意識されることはなく、神事前に潮垢離と水垢離をとることぐらいである。

【前夜】

旧暦9月14日夜に御籤祭が行われる。下神主の案内で打神3名が社務所に集まり、墨で籤札に氏名・何年生・干支を書く。打神、下神主、区長が拝殿に上がり、修祓・献饌・祝詞奏上のあと、神主は3人の籤札を三方に載せ、本殿に昇り、神前で籤をひき、本殿、中殿、末殿の氏名を読み上げる。神籤方法について神主は他言してはならないことになっている。打神にはそれぞれ麻の帷子と新しい御幣が与えられるが、御幣の大きさは本殿が一番大きく、中殿は中ぐらい、末殿は小さい御幣である。籤の後、3名は御神酒を戴く。

なお、浜田武夫「うわなり神事について」（1952, 11）には、神主が神像3体の顔に白粉と紅を塗ると報告され、その後の研究者の論文でも化粧をほどこすと報告されているが、近世の地誌・日記にも大正元年作成の「嫩打合神事祭伝記」にも化粧の記述は見られない。現神主も化粧について経験がないし、聞いたことも無いと言う。

【潮垢離】

旧暦9月15日朝、下神主が打神の家に迎えに行き、打神は7時から社務所で神主家が用意した朝食を戴く。7時半に帷子を肩にかけ、御幣を持って神社に参拝、拝殿にて神主からお祓いを受け、その後藁草履を履いて、御幣を捧持して福尾灘に出発する。途中福尾の農家から藁を分けてもらい、その場でそれぞれツト（藁苞）を作る。藁を提供すると翌年に豊作になると伝えられ、農家は喜んで協力する。各打神は禪一枚の姿となって海に入って潮垢離をとり、ツトにシオクサ（海藻）と砂と小石を詰める。本来ならばホンダワラ（多くの実をつけるので子宝に通じる）を採取しなければならないが、波打ち際に漂う海藻を代用している。

末殿が海岸に御幣を立てて出発、途中で仁王堂公園の北側に中殿が御幣を立てる。この辺りが宮内と隣村平との境になる。神社に戻ると、本殿の御幣を境内の一面に立てる。ツトを賽銭箱の上に置いて奉納する。これにより、境内全体が清められるという意味が込められている。

9時を過ぎると、宮内の人々が思い思いに参拝し、神主から御札と御神酒を戴く。

【嫩打ち神事】

22時半頃、下神主が拝殿にて三柱の神に供える御膳の用意をする。下神主は茅箸で以て飯1升2合を大きな木椀に盛り分ける。木椀の大きさは本殿、中殿、末殿の順である。鯛ナマスを盛り付け、柿三個ずつ載せる。飯やナマスは神主家が作ったものである。各膳には御神酒と茅箸を載せる。

嫩打ち神事は、以前は0時から始まったが、現在は15分ほど早く開始する。23時と23時半の2回、拍子木でもって村中に神事の始まりを知らせる。拍子木の音を聞いて、人々が神社に参集する。白衣の打神、下神主が拝殿に上がり、拝殿の電燈が消され、幣殿の行灯の明かりをたよりに神事が進められる。神事の最中は、フラッシュ禁止となる。修祓、一拝のあと、警蹕とともに御簾が上げられ、神饌物と三膳が献饌される。打神は、一般人が昇殿できない幣殿に着座し、祝詞が奏上される。神主が本殿役に対して、「本殿、御供」といいながら本殿に供えた御供を本殿の茅箸で与え、本殿役はそれを両手の掌に載せていただく。同様にして、中殿役に中殿の御供を、末殿役に末殿の御供を食べさせる。これは、カミとの一体化をはかる神人共食の儀礼である。神主は本殿の肩に帷子をかけて「本殿！」と言いながら背中を押すようにして外に出ることを促す。中殿、末殿も同様に促されて、社殿外に出る。各打神はそれぞれ3人の看護守に囲まれる。

水垢離清祓の行列は、大幣（数名）、下神主、本殿と看護守、大幣（数名）、中殿と看護守、大幣（数名）、末殿と看護守、大幣（数名）の順に並び、静々と小川まで進む。打神は一人ずつ禪一枚になって小川に入って水を被る。水垢離が終わるとまた行列を整えて社殿に

戻る。これまでは全裸であったが、2016年は打神の一人が全裸を拒んだため禪姿となった。水垢離場は、以前は鳥居から100m以上離れた小川であったが、圃場整備のために参道の横を流れる小川に変更されたため、行列の移動距離が短くなった。水垢離が終わると、再び列をなして社殿前に戻る。

次に、大幣（神職）、提灯、鼻高面（1名）、獅子（2名）、打杖（下神主）、神酒持ち（1名）、太鼓持ち（1名）、奉幣（神職）、本殿・看護守3名・水汲み1名・打杖取り1名、中殿・看護守3名・水汲み1名・打杖取り1名、末殿・看護守3名・水汲み1名・打杖取り1名、齋主神主と提灯1名、総代、区長、大幣（氏子十数名）の順に神幸行列をととのえて、神事場に移動する。神事場では、新しい薦の上に打神があぐらをかいて座る。打神は利き手を腰紐に差し込んで固定し、看護守が周囲を固めている。

本殿は利き手でない方の手で盃を持って、下神主が注いだ酒を飲み、盃を左足の指に挟んで中殿へ投げつける。中殿、末殿も同様にする。下神主が「本殿！」といて本殿の前にドンと打杖を地面に打ち立てると、すぐさま打杖取りが奪って拝殿まで走り去る。本殿はそれを追いかける。中殿、末殿も同様にする。この儀礼には鎮めの意味が込められていると思われる。

打神は拝殿の前の階段に座って一休み。その間、打杖取りは打杖の緩みを締め直す。神事場では神職が奉幣でもって舞い、清めを行う（東西南北奉幣行事）。打神は再び神事場に戻り、神主が賀詞を奏上する。これは「応永年間賀詞」と言われるもので、古くより神主家に伝えられてきた。

奏上後、看護守は打神に利き手でない方の手の小指を打杖の立縄に掛けさせる。神主の「今宵の神事、潔し」という掛け声を合図に、三神は打杖で打ち合いをする。打杖による打ち合いには、祓いと鎮魂の意味が込められていると思われる。神主が「本殿の勝ち」というと、打神は看護守に付き添われて拝殿に戻る。

神事が終わると、打神が御膳の飯と鯛ナマスを参拝者に分け与える。この時、打神は茅箸を使い、参拝者は幣の上に載せていただく。

（４）嫩打ち神事にまつわる伝承

嫩打ち神事が今日まで続いたのは、災いを恐れる気持ちがあったからだと言われている。「支那事変の末まで宮内に一人の戦死者も出なかったのは、神のお蔭である」と語られ、戦後の一時期に神事を中止した処、村に禍が起きたため、4年に一度執行するようになった説明される。

打神の神憑りについては、決められた場面で打神の誰もがなるというものではないが、真っ暗な中で看護守に抱えられて歩いたり、水垢離をとったり、打杖で打ち合ったりする中でトランス状態に陥った話が伝承されている。打神が神憑り状態になると、帽子を被っている者を見たとき、それを奪い取ろうとして暴れ出すという。したがって、神事の時には「かつぎを取れ」と注意される。そのほか、「日頃冷静な男性が、足が重くなって石段を上がることが出来なくなったと言っていた」というように、それぞれの体験に基づく話が語り伝えられている。また、宮内では「神事の時は、不思議と月明かりの晩になる。少なくとも大雨のために中止したということは、これまでなかった」と記憶される。

（５）評価

近世の地誌等の記述から、1700年代前半にはすでに氏神の祭神をめぐる女神の嫩打ちという物語が成立していたことが分かる。『伯耆民談記』（寛保2（1742）年成立、松岡布政著）で

は、古くには巫女が柳葉で打合せ神楽をしたという。地元に残る版木は摩耗が激しく判読が難しいが、部分的に「古ハ女とも梭をもて打合しに」、「神懸りのいたし」などと解読でき、機織りの緯よこいとを通す道具である梭をもって打ち合ったと説明されていることが分かる。また、『伯耆誌』（享保19（1734）年以前に成立、鈴木孫三郎所持本）では、村方の者がまわりまわりで3人ずつノリクラになると書かれている。「ノリクラ」は、山陰地方では霊が乗り移った者、あるいは巫女のことを指す。さらに、『伯路紀草稿』（安永2（1773）年成立、福彦衛門著）にはノリクラとは世にいうヨリというものであると説明している。「ヨリ」とは霊が憑依する人を指す。そして、『伯耆誌』、『伯路紀草稿』ともにノリクラは人によっては神がかりの状態になると書いてある。以上から、古くには巫女が、後には村人が廻り順でノリクラとなって採物で打ち合い、神憑りの状態になるという神事であったと考えることができる。

神楽の歴史の中で、中世には巫女が舞をして神憑りになることが見られたが、近世に入ると消滅していった。その巫女舞の名残を伝える行事と推測されるが、残念ながらその確証となる資料は現存しない。

なお、同神事では神憑りに伴う託宣が見られない。岩田勝は『神楽源流考』の中で、神楽を託宣型と悪霊強制型に分類し、悪霊強制型では舞人が神がかりしても託宣は伴わないことを指摘している。川上迪彦は、岩田の論考を引用して嬭打ち神事を悪霊強制型の神楽であるとし、高杉神社が慶安2年（1649）にこの地に創建される以前から祀られていた神々の霊を鎮めるために行われたと解釈した（川上迪彦, 2000. 11）。土着の神々のための神事であるという解釈は、同神事の時には高杉神社の祭神は他所に留まるという伝承とも符合する。ただ、土着の神を祭るための神楽の中には神憑りと託宣が行われるものもあり、託宣についてはもともと無かったものなのか、嬭打ちとして演劇化される中で失われたものなのかについては分からない。

現在の神事内容については、大正元年の「嬭打合神事祭伝記」と比べて、準備期間と精進潔斎の期間が短縮化されているが、その他は従来通りに伝承されている。特に民俗学的に以下の点が注目される。

- *深夜に提灯と月明かりを頼りに神事が進められる。月明かりを必要とする神事のため、旧暦9月15日の祭日を移動させていない。
- *潮垢離、水垢離が行われる。
- *神人共食の儀礼が行われる。
- *カミが憑依する。

これらの民俗は古い時代の祭礼要素であり、特にカミの憑依については現在県内に伝承される民俗行事の中ではこれを有する唯一の行事である。

以上から、貴重な無形民俗文化財であると判断する。

参考文献

- * 『伯耆誌』 (享保 19 (1734) 年以前に成立、鈴木孫三郎所持本)
 - 一 宮内村 高百九拾六石余 免 土代 福壽左エ門 人王七代孝靈天皇凡二千二拾九年 宮内大明神九月十五日祭也、男神大明神十五日之夕ハ日間ノ郷原村江立退玉フ由ニテ、原村ニテモ祭也、女神本宮千世、中宮姫、裏宮松、右三社九月十五日夕九時、村方ノ者廻リ々三人ヅツ乗クラニ拵明松ニテタヽキ合勝負有之由、依之男神ハ五名村白龍ト云所江逃玉フ、乗クラ人ニヨリ神乗移リ玉ヒ、以後落不申難儀ノ由
- * 『伯耆民談記』 (寛保 2 (1742) 年成立、松岡布政著)
 - 『因幡叢書』 (佐伯元吉編、大正 3 年より)
 - 一 高杉大明神 汗入郡宮内村 当社之言伝へに、打合の神事といふ事あり、末社に一ノ御前、二ノ御前、三ノ御前といふ有り、一ノ御前は別社にて二三の御前は同殿なり、往古は両御前の打合とて、巫左右より、柳の葉 (一本榊と有) を持ち出で、打合せ神楽を奏しける事なり、俗に是を鬻の神を祭ると称するなり、今は此神事止みてなし
- * 『伯路紀草稿』 (安永 2 (1773) 年成立、福彦衛門著)
 - 扱又宮内村ノ福壽左エ門ト聞ヘシハ、人皇七代孝靈天皇ノ御宇ノ人ニテ、今二千何百年前ナリト云ヒ伝フ、此ノ宮内村ニ高杉大明神ト申ス神社アリ、此ノ祭礼ハ珍シキ祭礼ニテ例年九月十五日ガ祭日ナリ、男神大明神ハ祭ノ日ニハ日間郷平村ト云フ所ニテ祭ルナリ、女神ハ本ノ宮千世° 中ノ宮姫° 裏ノ宮松° ト言テ三社アリ、其ノ村ノ者廻リ々リニテ、三人ツヽ° ノイクラ世上ニ云フ、ヨリト云モノニヤ、方言ナルヘシ
 - ニ拵エ明松ニテタヽキ合テ勝負アル事ナリト咄ス、又ノ説ニハ男神ハ五名村白瀧ト云処ニ逃タマウモノ云ナリ、彼ノ° ノイクラ° ノ者モ人ニヨリ神ノ乗リ移リ給フ、以後° ノキカネ難儀スルト申スナリ
- * 『伯耆めぐり季』 (文化年間成立、高木梅下著)
- * 『田蓑之日記』 (文政四年成立、衣川長秋著)
- * 『鳥取県神社誌』 鳥取県神職会編、1934 年
- * 桃裕行「うはなりうち (後妻打) 考」 (『日本歴史』 第 35 号、1951 年 4 月)
- * 浜田武夫「うわなりの神事について」 (『伯耆文化』 16、1952 年 11 月、伯耆文化研究会)
- * 『増補史料大成 権記二、帥記』 増補史料大成刊行会編、1965 年、臨川書店
- * 『昔々物語』 (熊倉功夫解題・水江漣子註) (『日本庶民生活史料集成 第八巻』 原田伴彦・竹内利美・平山敏治郎編、1969 年、三一書房)
- * 『大山町誌』 大山町誌編さん委員会編、1980 年
- * 岩田勝『神楽源流考』 (名著出版、1983 年)
- * 山中裕編『御堂関白記全註積長和元年』 1988 年、高科書店
- * 『宝物集』 (小泉弘・山田昭全校注) (『新日本古典文学大系 40』 1993 年、岩波書店)
- * 川上迪彦「うわなり打ち神事起源考」 (『伯耆文化研究』 第 2 号、2000 年 11 月、伯耆文化研究会)

きゅうひんはんとうおよ きんりんちいき
「弓浜半島及び近隣地域のトンド」 説明資料

- 1 名 称 弓浜半島及び近隣地域のトンド
- 2 保護団体 米子市トンド保存会、境港市トンド保存会、南部町トンド保存会、吉長自治会
- 3 所在地 米子市、境港市、南部町、伯耆町
- 4 種 別 無形民俗文化財
- 5 基 準 1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの
(1) 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

6 説 明

正月14日の晩あるいは15日の早朝に（休日の関係から、現在では正月第2日曜、あるいは成人の日）、正月に飾った松や注連縄などを燃やして、正月にお迎えした神（歳徳神）を送る行事が各地で行われている。因幡ではこれをトンドウあるいはドンド、伯耆ではトンドと呼んでいる。中海・宍道湖周辺では、このトンドの時に、歳徳神を神輿や屋台に載せ、あるいは頭屋が奉持して地域内を練り歩くという、全国的にみてもきわめて珍しい貴重な慣習を伝えている。鳥取県においては弓浜半島を中心とした米子市、境港市、南部町や伯耆町の一部、島根県においては松江市、安来市、出雲市・雲南市・奥出雲町の一部を含む広い地域（分布図参照）が含まれる。

（1）行事の次第

この地域のトンド行事は、基本的に、地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代の頭屋（当屋、禰屋とも表記する。）が祭礼の執行にあたる。行事は、①頭屋を交代する儀礼である「頭渡し」、②芯となる竹を立て、その周りに正月飾りや注連を飾り、いわゆるトンドを作る「トンド立て」、③歳徳神を載せた神輿や屋台と囃子、獅子などが地域内を練り歩く「神幸行列」、④トンドに火入れする「火渡し」から概ね成っている。

一番大きな特色は、この時に神幸行列が行われるところにあり、御旅所として、現在は頭屋など数軒の家が選ばれるのみだが、以前は伊勢音頭や愛宕舞などをうたいながら講中の全戸を回り、縁側に神輿を据えて祝儀酒の振舞いをうけた。特に新築の家、初誕生、新婚夫婦のいる家などは盛大な祝福を受けた。これはトンド行事に再生儀礼の意味合いが含まれることをうかがわせる。また、トンド神輿の形態は一般的な神輿形態と異なり、神社本殿とよく似た形態であることも注目される。

以下、具体的な流れを弓浜半島の外浜に位置する、米子市富益町の上口と米子市和田町の下和田を例に説明する。

頭渡し 上口ではトンド行事に先立って、まず次年度の頭屋を決める会合が行われる。会合では、集落を8つに分けたトンド担当組から、くじによって、本頭屋1名を決め、残る家々を脇頭屋とし、頭屋が決まると、本頭屋によって直会が行われる。下和田では頭屋が15人選ばれ、大晦日には大歳番が神輿を祀り、明くる元日は元旦番が、2日には2日番、3日に

は3日番が同様に廻り持ちして迎えた。14日に頭屋が集まって、次年度の頭屋を籤で決める。

トンド立て 上口ではトンド行事の前日には、トンド立てが行われる。トンド場に、根から掘り起こした真竹を1本中央に立て、根部に各家から持ち寄られた正月飾りを置く。またその年の恵方に小竹2本を立てて、その上部に横竹を渡し、注連縄を張って門をつくる。下和田ではシンボコを組んだ十字部分に「歳徳神」と墨書きした横額、ワラで作った干支の動物、横竹に10本の飾り扇子を挟み込む。

神幸行列・火渡し 上口ではトンド当日に歳徳神の神幸行列と火渡しが行われる。行列はその年の本頭屋宅を出発し、トンド場まで向かう。行列は、幟、歳徳神小祠を載せ、青木の枝で飾られた屋台、太鼓、リヤカーで構成され、神幸に従う者の内、30名ほどがマイマイ竹を持って屋台を守り、沿道の参拝者に青木の枝を分け与える。屋台がトンド場につくと、歳徳神祠をトンドの門の前に祀り、本頭屋が恵方から火入れして、燃え尽きる頃、竹を恵方に倒す。その後、歳徳神の小祠を先日選ばれた次年度の本頭屋に渡す。この小祠は、その後脇頭屋の家を順にまわり、また本頭屋に戻ってくる。

下和田では、お祓い、案内、会計、神輿、鍾馗輿が揃いの白い烏帽子に千早、袴を着けて集落を巡行し、各家を門付けしてまわる。各家では神輿を据え、家人が酒肴やミカン、菓子などを振る舞う。夕方にはトンド場に到着し、火渡しとなる。翌15日に直会が行われ、終了となる。

米子市河崎など、トンドの火渡しが終わってから神幸行列をする地域もあるなど、各地によって、行事の順番やトンドの形状、行列の要素、トウヤの構成などが異なっており、多様である。

(2) トンド講と頭屋

トンド講 トンド行事を取り仕切るトンド講は、地理的な近隣関係が基本になっており、地域の全戸が参加している場合と、任意参加、あるいは参加するのに一定の制約を設ける場合など、その規模も地域ごとにまちまちである。近年は自治会の行事として行うようになった地域も多くみられる。

頭屋 こうした講組織の中心になるのが頭屋である。頭屋は神を迎えて神事を行う宿のことであり、同時にその主人をも意味している。頭屋神主、頭神主、一年神主と呼ぶところからもわかるように、一年ずつ交代で、司祭者としてトンド神事に奉仕する役目で、従来くじで選ばれるのが慣例であった。

トンド講の成立 こうしたトンド講の成立については不明の点が多いが、境港市竹内町の「歳徳神小祠棟札」が確認できたものでは最も古く、寛政13星(1801)と書かれている。米子市夜見の「歳徳神講帳」が文化2年(1805)、米子市皆生の「鷺鳥講人別帳」が天保6年(1835)とあることから、だいたい寛政・文化年間以降ぐらいから各地で行われ始めたと考えられることができる。

(3) 評価

トンドさんと氏神 この地域のトンドの特色である神輿の巡幸は、他地域において氏神の祭礼で行われている神輿渡御と類似している。そこから、このトンド行事は、氏神祭りに近い性格を持っていると考えられる。実際、歳徳神を氏神のように捉えている地域も多く、特に米子市北部の福生や福米ではそれが顕著である。これらの地域では、数ヶ村が一緒になって祀る広域の氏神のほかに、それぞれの村が祀る村氏神、その更に小さな地域で祀る氏神という氏神信仰の三重構造がみられ、最小の単位の氏神が歳徳神となっている。広域の氏神は距離的にも遠く、村氏神も神社が鎮座している地区以外は祭礼などを除いて、関わるのが少なく、普段何かにつけてお詣りするの歳徳神であった。子どもの誕生後に歳徳神に詣ったり、米子市北部の三柳や福米などで田植前にトンドさん籠りと称して、トンド講中で集まり、田植えの日取りを決めていたことは、歳徳神が氏神として考えられていたことを端的に示しており、全国的に広く分布する歳徳神の性格を考える上で、非常に興味深い事例である。

子どもとの関わり また、トンド行事への子どもの関わり方も着目すべき点である。国指定重要無形民俗文化財となっている酒津のトンドウ（鳥取市）では、子どもたちが集落を清めてまわる垢離取りを行ったり、一晚籠ったりする。この弓浜地域でも、酒津と同様に子どもたちが夜籠もって、トンドの竹の綱を切られないように番をしたり、ほかにホトホトといって、家々をまわって餅をもらったりする行事もあった。現在、ホトホトをしているところはないが、南部町落合では、トンドの際に子どもたちが獅子頭をもって家々をまわるという事例が残っている。また、子どもたちの籠もる小屋やトンド自体が神を迎える装置として機能するのも興味深い点である。

以上、弓浜半島を中心に、境港市、米子市、西伯郡の一部に広く分布するこの小正月の火祭り行事は、地域ごとのトンド講を主体とすること、1年交代の頭屋が祭礼の執行にあたること、歳徳神を神輿や屋台に載せ、あるいは頭屋が奉持して地域内を練り歩くこと、子どもが重要な役割を果たしていたこと等の特徴を持つ。そこからは、歳徳神が氏神の要素を持つこと、神送りとともに神を迎えて各家や集落の無病息災を祈る要素を持つことがわかる。日本の古い祭祀形態を示し、また歳徳神信仰のあり方を考える上でも興味深く、貴重な無形民俗文化財である。

【参考文献】

柳田国男『神道と民俗学』1946

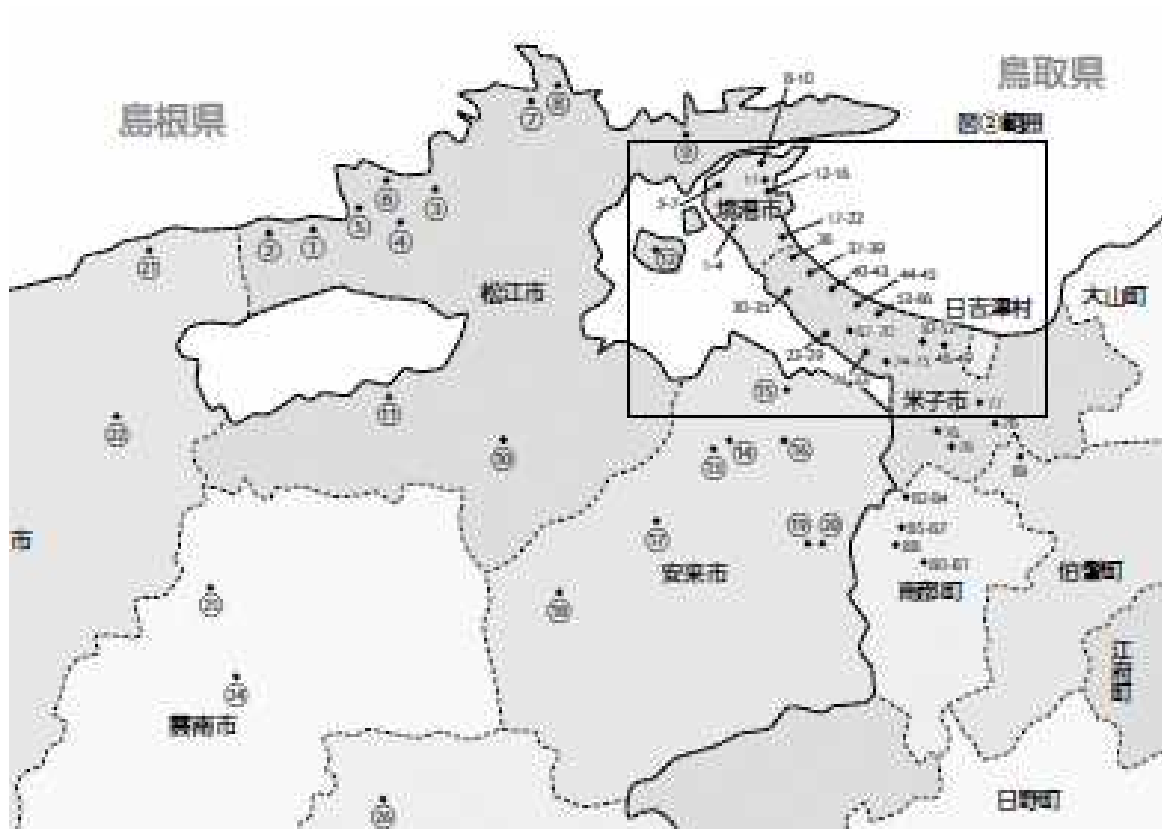
坂田友宏『因伯民俗歳時記』2004、伯耆文化研究会

坂田友宏「米子の民俗信仰」（『とっとり民俗文化論』2008、伯耆文化研究会）

鳥取県立博物館『鳥取県の祭り・行事－鳥取県祭り・行事調査報告書－』2006

鳥取県教育委員会『県選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「弓浜半島のトンド」調査報告書』2012

【分布図】



おおつかぼんおど
「逢東盆踊り」 説明資料

- 1 名 称 逢東盆踊り（通称；逢東おどり）
- 2 保護団体 逢東おどり保存会
- 3 所在地 東伯郡琴浦町逢東
- 4 種 別 無形民俗文化財
- 5 基 準 2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの
(2) 芸能の変遷の過程を示すもの
(3) 地域的特色を示すもの

6 説 明

(1) 伝承地の特色

「逢東」は、明治以前は「大塚」と書かれ、鳥取と米子を繋ぐ街道沿いの宿場であり、村内には周辺 60 カ村の貢租米を納める藩倉も置かれていた。貢租米は沖に停泊した千石船に運び、大坂まで回漕されていた。元治 2 年(1865)の八橋郡村々余業取調帳によれば、戸数 181、うち余業 87 (漁業 26、肴売 9、廻船持 7 ほか)。明治 12 年の戸数 179、人数 811、牛 10、馬 47、水車 2、船 60。産物は和布、大麦、小麦、胡摩。昭和 6 年稿の「逢東村史之実録」(松井儀平)には、田地は少ないが畑作の二毛作・三毛作で収益があり、海産物も豊富とある。また、大工・左官は石見から、藁屋根葺きは安芸から、日雇い稼ぎなどで他国から来る者が逢東を根拠地として、近村の用事をするなどある。時代とともに漁業に携わる人は少なくなり、現在は、農業や会社勤め等で生計をたてている家が多い。平成 29 年の戸数 338、人数 904。

(2) 踊られる日時・場所

古くは、8 月 14 日～18 日の 5 日間と地蔵盆の 8 月 23 日などに踊られていた。場所は、主に道の広い部分で踊られたが、寺の境内、民家の庭、空き地でも踊られた。また、初盆の家の前でも踊られた。戦時中一時途絶えたが、昭和 28 年に復活された。昭和 35 年に保存会が結成され、8 月 14、15、16 日の 3 日間となり、後に 14 日の 1 日だけになった。7 月下旬の浜まつりの時にも踊られた。

現在は、8 月 14 日の「あじさい公園」での地区の盆踊り大会、8 月 23 日の林泉寺(曹洞宗)境内での観音祭で踊られている。いずれも日暮れごろから踊られる。このほかにも、5 月の地区の運動会、8 月第 1 日曜日の白鳳祭(琴浦町主催)でも踊られている。

活動主体の保存会は三十数名で、ほかに毎週土曜日に練習をしている子供たちが十数名いる。昔は青年団が中心になって会場準備等にあたったが、最近は保存会が中心になって電灯の配線や太鼓の設置などにあたる。檜はなく、広場中央に木で組んだ台に乗せた太鼓を置く。

(3) 由来伝承

琴浦町では、山手の別宮にある転法輪寺(天台宗)で空也上人が入滅されたとの言い伝えがあり、その空也上人が広めた念仏踊りが古くから踊られていたという。

盆踊りは、室町時代の応永 27 年(1420)の大飢饉後に供養のために臨時的に行われた百万遍念仏が、定例化して月次念仏となり、それが毎年の盂蘭盆の旧 7 月 15・16 日の念仏踊りに

収斂していったものだろうと言われている。昭和6年稿の「逢東村史之実録」には、村内の観音寺で安政5年(1858)に悪疫(コロリ)退散を祈って百万遍念仏が行われ、その時に使われた大数珠が残されていると記されている。そして、その観音寺では、旧7月10日の御満足会の時に盆踊りがあったそうだが、昭和6年段階では「今は止む」とある。

逢東では、古くからの踊りに、各地からもたらされた新しい踊りが加わって種類をふやし、それらが影響し合って土地独自の踊りとなっていったといわれている。各地の踊りは、千石船の水夫や漁師たちによって伝えられたという。

踊りは、古くは7種類あった。昔は、日が暮れると寄せ太鼓を打ち、男子の若者だけで、ほとんど手を使わずに足だけで踊る「ぼたもち踊り」が踊られた。次ぎに太鼓の調子が変わって、女子ばかりの「ふりだし踊り」が踊られた。その後は、老若男女一緒になって、「大文字茶屋踊り」「西郷踊り」「志賀団七踊り」「丁半踊り」「伊勢音頭」が踊られた。

今では、「ぼたもち踊り」「ふりだし踊り」は廃れ、どういう踊りだったかも分からなくなっている。現在は5種類の踊りが踊られている。土地の言い伝えでは、「大文字茶屋踊り」は京都の伏見から、「西郷踊り(西郷音頭)」は隠岐の島の西郷から伝えられたという。「伊勢音頭」は伊勢参りに行った人たちが持ち帰り、「丁半踊り」は水夫たちの間で流行っていたサイコロ賭博の振りを取り入れ、「志賀団七踊り」は仇討ち物を仕組んだもので、いずれも県下では珍しい踊りである。

(4) 各踊りについて

ア、「大文字茶屋踊り」

千石船の水夫によって京都の伏見から伝えられたという。太鼓も静かに打たれ、踊りも優雅で、菅笠をかぶって踊られる。

【歌詞】

西の方より(ヨイシヨ) 東の方の ありよ見やれ

ハマチ(チョイチョイ) めが 大分寄せかけ 来たわいな

アラヨーイセ(ソリヤ) コリヤコリヤ ヨイワイナー(チョイチョイ) …①

月は東に(ヨイシヨ) すばる星や西に ヨーイヤナー

可愛い(チョイチョイ) 殿御は ホンニ 真夜中に

アラヨーイセ(ソリヤ) コリヤコリヤ ヨイワイナー(チョイチョイ) …②

月の丸いのと(ヨイシヨ) 恋路のものは ヨーイトナー

江戸も(チョイチョイ) 田舎も ホンニ 変わりやせぬ

アラヨーイセ(ソリヤ) コリヤコリヤ ヨイワイナー(チョイチョイ) …③

【解説】

基本的には、7775音の短詩形だが、4句目に「ホンニ」という囃し言葉が入ることにより、77…と続く長詩形にもなりうる。囃し言葉の最後の「チョイチョイ」は後で付けられたもので、古くは「ヨイワイナー」だけで「ナァ〜ァ〜」と引かれた。太鼓のパチさばきとの呼吸がむつかしく、「チョイチョイ」が付けられるようになったという。

①の歌詞にあるように、今でも逢東ではハマチがわいて海面が黒くなり、ハマチに追われ

て小イワシが砂浜に打ち上げられるという。

②の「月は東にすばる星や西に 可愛い殿御は真夜中に」という文句は、明和9年(1772)刊『山家鳥虫歌』の丹後民謡に「月は東に昂は西に いとし殿御は真中に」とある古い歌詞である。

隠岐の島の「島前盆唄」にも、

星は真天井すまり星や西に ヤートセー 可愛い殿御は真ん中に
サーヨホイ ヨーホイ ヨーイヤナエー

とあり、このほかにも「月の丸さと恋路の道は ヤートセー 江戸も田舎も変りやせぬ」と③と同じ歌詞があつて、おそらく、江戸時代に海路、逢東にもたらされたものであろう。

因みに、「島前盆唄」は、弓ヶ浜半島とか御来屋で歌われる「くどき」に近く、元歌は兵庫から瀬戸内海で歌われていた「兵庫くどき」である。

さて、逢東の「大文字茶屋」だが、この呼称から元歌が判明する。それは、宝暦元年(1751)に全国的に流行した「大文字屋の歌」である。「大文字屋」というのは、江戸吉原の京町にあった妓楼で、主人の市兵衛の頭がカボチャに似ているとのことで歌い出され、それが評判になり、三都を中心に各地に広がった(『仮名世説』『撰陽奇観』)。今では、大分県佐伯市の堅田踊りの中に「大文字」「市郎兵衛」などの呼び名で残るぐらいである。佐伯市下城の堅田踊り「市郎兵衛」は次のような調子である(『日本民謡大観 九州篇(北部)』CD解説)。

ここにナー京の町 大文字屋のかぼちゃとて その名を市郎兵衛と申します

背は低くても ホンニ 眼は猿まなこ サノヨイワイナー サーヨイワイナー

逢東の「大文字茶屋」と囃し言葉の「ヨイワイナー」が共通し、元は同じと確認できる。逢東に伏見から伝わったというのも、「大文字屋の歌」が京・大坂で流行っていたのが伝わったということなのであろう。その曲調に、元歌とは音数などが違うが、他の盆踊り歌で歌われていた7775の文句を載せていったものと思われる。「大文字茶屋」という名を残し、歌詞も古いものを伝え、海を通しての文化伝承の跡がたどれる貴重な踊りである。

イ、「西郷踊り(西郷音頭)」

隠岐まで漁に出かけた漁師が西郷で踊られていた盆踊りを持ち帰ったものという。踊りの所作は「伊勢音頭」と同じだが、ゆっくり踊られる。太鼓のテンポもゆるく打たれる。

【歌詞】

サーハーイ ウウワハーハーイ (ハテナ)

そよと吹き来る 春あいの風 風がよければ 温泉津にや止めぬ

巻いたその帆で 浜田ナと替わる

イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

サーハーイ ウウワハーハーイ (ハテナ)

船はよいもの 弥帆までかけて 思う港に とろりヤッコラとろり

イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

【解説】

基本は7777の4句完結の短詩形だが、77…と続く長詩形にもなりうる。最後の囃し言葉は、「イカサマ ウマイコトガサッコラサノサ ハテナ」とも歌われる。

歌詞に「風がよければ温泉津にや止めぬ 巻いたその帆で浜田ナと替わる」「船はよいもの 弥帆までかけて」などがあり、日本海に行く船が島根県の温泉津に寄港せずに浜田港に向かう場面を歌っている（弥帆とは小さい帆）。浜田、温泉津はともに、東北地方の日本海側と大坂、江戸を結ぶ西廻り航路（北廻り航路）の寄港地として栄えた地である。こういう歌詞があることから、この歌が海路、逢東にもたらされたことを示唆する。

逢東の漁師が隠岐に行って漁をしたというのは実際にあったようで、隠岐にイカを獲りに行き、現地で干してスルメにして持ち帰ったという。隠岐に行った漁師が、西郷で流行っていた踊りを習い覚えて帰ってくるということは十分ありえることである。

大山町や米子盆踊りで踊られる「さいご踊り」の「さいご」が「在郷」なのか、「最後」なのか、それとも隠岐の「西郷」なのか、いろいろ言われているが、逢東のはっきりとした伝承によって、隠岐の西郷と考えていいだろう。

ウ、「志賀団七踊り」

「志賀団七」の話は、姉妹が親の敵の志賀団七を薙刀と鎖鎌で討つというもので、宮崎県延岡市などのように三人一組で踊られるが、逢東盆踊りでは姉と弟の仇討ちとされ、二人が組になって刀を持って踊るように簡素化されている。歌の調子は「西郷音頭」と同じである。

【歌詞】

サァーハーイ ウウワハーハーイ （ハテナ）
ここに哀れな巡礼くどき 国はどこよと尋ねて聞けば 阿波の鳴門の徳島町よ
イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

サァーハーイ ウウワハーハーイ （ハテナ）
主人忠義の侍なるが 家の宝の刀の詮議 何の不運か無実の難儀
イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

【解説】

歌詞は7777…と続く長詩形で、「くどき」と呼ばれる物語を語っていくものである。歌の文句は、「阿波の鳴門」の巡礼お鶴のくどきで、「志賀団七」ではない。文句に「刀の詮議」などがあり、刀を持っての踊りに合ったのだろうか。

「団七踊り」は、延岡市のほかにも長崎県西彼杵郡とか広島県呉市倉橋島などで踊られている。倉橋町の「志賀団七」の歌詞は以下の通り。

国は奥州仙台の国よ その名片倉小十郎様に 一の家来を団七と言うて
音に聞こえし悪侍よ 殿の御用でお江戸に上る 坂田村にて百姓与太郎
それに子供が姉妹ござる 姉の宮城野妹の信夫 姉の宮城野十六歳で
妹の信夫は十三歳よ 親子三人田の草取りよ 夏のことなら菅笠かぶり…

この後、草取りの泥が団七に当たり、与太郎が無礼打ちにされ、宮城野・信夫の姉妹が修行して、仇を討つという話が続く。以前は逢東でも薙刀と刀が持たれており、志賀団七の話に近い。逢東では、戦争中に盆踊りが途絶え、昭和28年に復活されるが、この間に「志賀団七」の歌詞が「阿波の鳴門」にすり替わったのかもしれない。歌の内容はともかく、刀を持って踊るものを「志賀団七踊り」と認識されていたのであろう。逢東の古い歌本には「志

賀団七」のくどきは書き留められていない。

広島福山市新市町で歌われる「阿波の鳴門」の文句が逢東と同じであり、「志賀団七踊り」も「阿波の鳴門」も瀬戸内海から山口、島根を通して海路、逢東へ伝播してきたものであろう。

エ、「丁半踊り」

船乗りたちの間で盛んだったサイコロ賭博の振りを踊りに取り入れた珍しい踊りである。踊りの途中で足を開き気味に腰を落とし、右手を右肩から斜めに前に振り出すというサイコロを振るしぐさがある。歌の調子は「西郷踊り」「志賀団七踊り」と同じで、太鼓の打ち方もゆるいテンポである。

【歌詞】

サーハーイ ウウワハーハーイ (ハテナ)

一で当所の氏神様よ 二では新潟^{にがた}の色神様よ 三に讃岐の金比羅様よ
イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

サーハーイ ウウワハーハーイ (ハテナ)

三で讃岐の金比羅様よ 四では信濃の善光寺様よ 五つ出雲^{おおやしろ}の大社様
イカサマ ウマイコトガヨウヤルナ ハテナ

【解説】

歌詞は7777…と続く長詩形で、神社名を順にあげる神社くどきなどが歌われる。神社くどきは「西郷踊り」でも歌われる。歌詞に「新潟の色神様」と出てくるので、この歌も西廻り航路によって新潟あたりから運ばれてきたものであろう。「色神」とは、男女の仲をとりもつ神の意味らしい。

オ、「伊勢音頭」

伊勢参りに行った人たちが持ち帰った踊りといわれ、太鼓もテンポ良く、踊りの参加者も多く、もっとも長く踊られる。踊りの所作は「西郷踊り」と同じだが、テンポが早い。

【歌詞】

ヨーオイナー 伊勢に参る時 (ヨイヤヨイヤ)
アーこの子がナーできた (アラ ヨーイトセー ソコナー)
この子伊勢松ナー ソーレサヨ アラお伊勢松 (ソレ)
ソコダト ヤットコセー エイ ヨーイヤナー (ソレ)
ハリワイセー コレワイナー ソーリャヨーイ アラヨーイトセー

ヨーオイナー ここは播州の (ヨイヤヨイヤ)
アー舞子がナー浜で (アラ ヨーイトセー ソコナー)
沖に見ゆるはナー ソーレサヨ アラ淡路島 (ソレ)
ソコダト ヤットコセー エイ ヨーイヤナー (ソレ)
ハリワイセー コレワイナー ソーリャヨーイ アラヨーイトセー

【解説】

歌詞は7 7 7 5音で完結する短詩形である。囃し言葉に「アラ ヨーイトセー ソコナー」とあるところから、正調の伊勢音頭というより、「ア ヨーイセ ソコセ」の囃し言葉を持つ伊勢音頭（道中歌）に近い。さらには、隠岐伊勢音頭（後の「隠岐祝い音頭」）の調子のよさに近い。『隠岐の民謡』（近藤武、1984）に紹介されている隠岐伊勢音頭は次のような調子である。

お伊勢ナー帰りはナー
お名残り惜しや ハーラナー ソコナー
思えば涙がナー ヤンサ 先に立つ
ササ ヤートコセーノー ヨーオイイヤナー
ハーラナー コレワイナー 伊勢ナンデモセー

逢東の歌詞に「ここは播州の舞子が浜で 沖に見ゆるは淡路島」とあることから、兵庫、瀬戸内海、隠岐などを通して、逢東にもたらされたものではないだろうか。

（5）評価

逢東盆踊りで踊られている「大文字茶屋」「志賀団七踊り」「伊勢音頭」は、いずれも京、大坂、兵庫あたりから瀬戸内海を通過して海路、逢東に伝えられた可能性が高い。「伊勢音頭」などは陸路もあったかもしれないが、「丁半踊り」も「西郷踊り」も漁師、船乗りによって伝えられたという明確な伝承があり、いずれの踊りも海を通して伝わってきた確率が高い。船による踊りの伝播を示す好例といえ、文化が海を通して伝えられるという貴重な事例である。

逢東盆踊りの特徴としては、県内では他にあまり例のない珍しい踊りが伝えられていることである。また、太鼓の打ち方に特徴があり、両面を使っての回し打ちを全曲にするのは珍しい。打ち手は1人で、踊りにより大きく3つの叩き方がある。「大文字茶屋踊り」は仏を送る気持ちになって静かに叩き、「伊勢音頭」はテンポ良く打ち、「西郷踊り」「志賀団七踊り」「丁半踊り」はゆるく打つという。

戦争中に一時途絶えていたものを復活させ、現代に伝えている保存会の働きは大きい。踊りの種類が多いことから、1年ごとに踊りを変えて練習し、会員が全部の踊りを踊れるようにしたという。子供たちを週1時間ずつ指導し、教えた子が社会人になって、踊りを支えるようになっており、世代交代も視野に入れた活動が結実している。

【参考文献】

亀田稔雄「逢東盆踊り」『鳥取県の民俗芸能—鳥取県民俗芸能緊急調査報告書—』鳥取県教育委員会 1993

藤本一美「鳥取県琴浦町逢東とその周辺の郷土誌 地歴・民俗稿 2010」私家版 2010

『東伯町誌』東伯町役場 1968

清水克行『大飢饉、室町社会を襲う!』吉川弘文館 2008

船越政一郎校訂『浪速叢書 摂陽奇観 其三』1927

「後は昔物語」日本随筆大成 第三期 12 1966

「仮名世説」日本随筆大成 第二期 2 1973

『当代江戸百物語 在津紀事 仮名世説』新日本古典文学大系 岩波書店 2000

『復刻 日本民謡大観 九州篇（北部）』日本放送協会 1994
近藤武『隠岐の民謡』1984
真下三郎『広島県の盆踊』1987
『日本民謡大観（近畿篇）』日本放送協会 1966
『日本民謡大観（中国篇）』日本放送協会 1969
「碁太平記白石噺」新編日本古典文学全集『浄瑠璃集』2002
渡辺友千代「石見における団七踊りについて」『山陰民俗』第29号 山陰民俗学会 1977
「傾城阿波の鳴門」有朋堂文庫『浄瑠璃名作集中』1914